

医療被ばく研究情報ネットワーク第14回総会 議事次第

1. 日時 :2022年5月30日(月)13:00~14:00

2. 場所 :Teams を利用した Web 会議

Teamsミーティング URL

3. 議題

(1) 前回会合の議事概要(案)の確認

(2) DRLs の改訂について(審議事項)

(3) 会員の活動報告(報告事項)

(4) その他

i. ICRP2023 開催案内

ii. 改正電離放射線障害防止規則等について

iii. “Rays of Hope: がん治療を世界中の全ての人へ”
(IAEA グロッシ事務局長)について

4. 配付資料

資料1	医療被ばく研究情報ネットワーク第13回総会議事概要(案)
資料2	DRLs に関するこれまでのスケジュール
資料3-1	医療放射線防護連絡協議会からの報告資料
資料3-2	日本医学物理学会からの報告資料
資料3-3	日本医学放射線学会からの報告資料
資料3-4	日本核医学会からの報告資料
資料3-5	日本核医学技術学会からの報告資料
資料3-6	日本画像医療システム工業会からの報告資料
資料3-7	日本歯科放射線学会からの報告資料
資料3-8	日本診療放射線技師会からの報告資料
資料3-9	日本乳がん検診精度管理中央機構からの報告資料
資料3-10	日本脳神経血管内治療学会からの報告資料
資料3-11	日本放射線技術学会からの報告資料
資料3-12	日本保健物理学会からの報告資料
資料4	労働安全衛生則等の一部を改正する省令の施行等について
参考資料1	J-RIME 団体会員と代表者一覧

医療被ばく研究情報ネットワーク第13回総会 議事概要(案)

1. 日時 : 2021 年 7 月 21 日 (水) 18:00~19:20

2. 場所 : Zoom を利用したWeb 会議

3. 出席者 (敬称略) :

団体会員

- ・ 医療放射線防護連絡協議会(菊地透、佐々木康人)
- ・ 日本医学物理学会(米内俊祐)
- ・ 日本医学物理士会(大谷浩樹)
- ・ 日本医学放射線学会(栗井和夫)
- ・ 日本IVR学会(赤羽正章)
- ・ 日本核医学会(佐々木雅之)
- ・ 日本核医学技術学会(東直樹)
- ・ 日本画像医療システム工業会(小田雄二、稲葉潔)
- ・ 日本歯科放射線学会(西川慶一、三島章)
- ・ 日本小児心臓CTアライアンス(前田理恵子)
- ・ 日本小児放射線学会(宮寄治)
- ・ 日本診療放射線技師会(鈴木賢昭、上田克彦)
- ・ 日本乳がん検診精度管理中央機構(斎政博、西出裕子)
- ・ 日本脳神経血管内治療学会(盛武敬)
- ・ 日本放射線影響学会(田代聡)
- ・ 日本放射線技術学会(五十嵐隆元)
- ・ 日本放射線腫瘍学会(青山英史)
- ・ 日本保健物理学会(出席者なし)

個人会員:

- ・ 細野真(代表)、米倉義晴(前代表)、櫻田尚樹、山口一郎

診断参考レベルWGまたはオブザーバー:

- ・ 石橋徹、伊藤照夫、小田和幸、加藤英幸、坂本肇、千田浩一、竹井泰孝、田波穰、長畑智政、中前光弘、渡邊浩
- ・ 厚生労働省:

坂井寛毅、坂根寛晃

事務局: QST(赤羽、奥田、林、横岡、仲田、神田、古場、張)

4. 議題：

- (1) 前回会合の議事概要（案）の確認
- (2) 会則の改訂（審議事項）
- (3) 代表、代表代行の選出（審議事項）
- (4) 会員の活動報告（報告事項）
- (5) その他
 - i. 実態調査WGからのGlobal Surveyに関する報告
 - ii. 電離放射線防止規則改正を受けた医療機関における
水晶体被ばく低減対策について

5. 配付資料

- 資料 1 医療被ばく研究情報ネットワーク第12回総会議事概要(案)
- 資料 2 医療被ばく研究情報ネットワーク会則（案）
- 資料 3 J-RIME団体会員と代表者一覧
- 資料 4-1 医療放射線防護連絡協議会からの報告資料
- 資料 4-2 日本医学放射線学会からの報告資料
- 資料 4-3 日本核医学会からの報告資料
- 資料 4-4 日本医療画像システム工業会からの報告資料
- 資料 4-5 日本診療放射線技師会からの報告資料
- 資料 4-6 日本乳がん検診精度管理中央機構からの報告資料
- 資料 4-7 日本放射線技術学会からの報告資料
- 資料 4-8 日本保健物理学会からの報告資料
- 資料 5 電離放射線防止規則改正を受けた医療機関における
水晶体被ばく低減対策について
- 参考資料 1 日本の診断参考レベル（2020 年版）
- 参考資料 2 National Diagnostic Reference Levels in Japan (2020)

6. 議事

- ・ 事務局より日本保健物理学会からの出席予定者である小野孝二氏が急用のため欠席することの連絡が行われた。
- ・ 細野代表より開会の挨拶が行われた。厚生労働省からの出席されている以下2名の先生の紹介があり、それぞれからの挨拶が行われた。
 - 厚生労働省医政局地域医療計画課 坂根 寛晃 先生
 - 厚生労働省 労働基準局 安全衛生部
労働衛生課 電離放射線労働者健康対策室 坂井 寛毅 先生

- ・ 細野代表より議事の進行を事務局に一任する旨が伝えられた。

(1) 前回会合の議事概要（案）の確認

第12回総会（2020年4月11日開催）の議事概要（案）（資料1）の内容が承認された。

(2) 会則の改訂（審議事項）

事務局よりQSTの組織改編に伴う組織名称変更による会則の改訂案（資料2）について説明が行われ、会則の改訂が承認された。

(3) 代表、代表代行の選出（審議事項）

事務局より会則（資料2）の第7～11条に従い、代表および代表代行の選出を行う旨の説明が行われた。代表について会員から自薦・他薦がなかったため、事務局より細野氏に再度代表を務めていただく提案を行い、承認された。また、細野代表より代表代行として神田氏の推薦があり、承認された。

(4) 会員の活動報告（報告事項）

- 菊池氏より資料4-1を用いて医療放射線防護連絡協議会の活動について報告が行われた。
 - ・ 診断参考レベルについては2015からあらゆる活動を行っており、2020についても普及とその活用について促進した。
 - ・ 厚生労働省に後援いただいている医療放射線安全管理講習会をWEB会議で開催し、多くの方に参加いただいた。
 - ・ 年次大会のシンポジウムにおいて「今後の線量管理に向けた取り組み」をテーマとして開催し、QSTの赤羽恵一先生より発表が行われた。
- 米内氏より日本医学物理学会の活動について報告が行われた。
 - ・ 医療放射線防護に関する会員への情報共有と教育を学会のメーリングリストやホームページ、セミナー等で行っている。
 - ・ DRL2020についてもメーリングリストで情報共有を行い、2020年8月に発売の医学物理教書シリーズで医療放射線防護学を発売し、その中で説明を記載している。
 - ・ JRC2021の医学物理学会第121回大会において、放射線防護関連の講演

として、教育講演「ここまで分かった中性子線の生物影響」をQSTの今岡先生の講演いただいた。

- 大谷氏より日本医学物理士会の活動について報告が行われた。
 - ・ 9月に線量検証に関する講習会を開いた。
 - ・ 講習会等の情報については随時メーリングリスト等で会員に周知している。

- 栗井氏より資料4-2を用いて日本医学放射線学会の活動について報告が行われた。
 - ・ 昨年6月30日に診療用放射線の安全利用のための研修ビデオを公開した。30分の研修用のビデオで現在までに学会員から800件ほど申請があり、かなり広く使われている。
 - ・ 診療放射線に係る安全管理体制に関するガイドラインを2019年に発行したが、DRL2020の発表に伴い、マイナーな改訂を行い、2020年11月9日に改訂版を発表した。
 - ・ 医療従事者の職業被ばくに関する医療施設における管理教育状況の実態調査は昨年の12月から今年の1月にかけて行った。これは厚労省の防災疾病臨床研究事業であり、長崎大工藤教授が班長としておこなった。日本医学放射線学会の修練施設336病院を対象としてWebアンケートを実施した。日本医学放射線学会の英文雑誌に内容を近々発表する。
 - ・ 昨年の日本医学放射線学会秋季大会（Web開催）にて被ばく管理のシンポジウムを赤羽正章先生の座長で実施した。2020年の春の学会でも教育講演を行う予定であったが、コロナのために中止となった。

- 赤羽正章氏より日本IVR学会の活動について報告が行われた。
 - ・ 総会第50回が5月20日から開催され、シンポジウムの1番として「透視下手技に従事する医療従事者の被ばく」というテーマで5人の演者にて開催された。東北大学の千田先生には従事者被ばくの実態を話していただいた。関西医科大学の米虫先生にはIVR医の被ばく防護について、関西医科大学の中谷先生にはCT透視における医療従事者の放射線防護について、国際医療福祉大学の赤羽正章先生が水晶体等価線量評価と防護メガネの遮蔽効果について講演した。産業医科大学からQSTに移られました盛武先生に放射線科医の放射線白内障調査を発表いただく予定だったがコロナの影響により現地開催となったことにより延期とな

った。

- ・ 防護安全委員会に関しては医療法施行規則改正に基づいて患者への被ばく線量の説明の資料のアップデートを求められていることから学会としてひな形になるようなものを用意していく予定。
- 佐々木雅之氏より資料4-3を用いて日本核医学会の活動について報告が行われた。
- ・ 令和2年5月に開催された第20回日本核医学会春季大会にて、「核医学のための診療用放射線の安全利用」の講習を日本核医学技術学会と合同で開催した。WEB開催であったが、学会員300名が参加した。
 - ・ 令和2年11月に第60回日本核医学会総会がコロナ禍のためハイブリッドにて開催された。診療用放射線の安全利用のための研修を行い、会場の参加者約30名、web視聴者についてはデータはないが多くの先生が参加した。
 - ・ DRLs2020の核医学関係の作成に係るデータや資料を英文学会誌Annals of Nuclear Medicineに発表した
 - ・ 令和3年5月に開催された第21回日本核医学会春季大会にて、「核医学のための診療用放射線の安全利用」の講習を日本核医学技術学会と合同で開催し、学会員104名が参加した。
- 東氏より日本核医学技術学会の活動について報告が行われた。
- ・ 前担当の石黒氏より今年度から東氏に交代した。
 - ・ 日本核医学会と合同で行ったものであるため、先ほどの報告の内容が主となる。
 - ・ 核医学診療における線量記録に関して啓蒙や講演会を開催した。
- 小田氏より資料4-4を用いて日本医療画像システム工業会の活動について報告が行われた。
- ・ 医療機器全般に適用される通則IEC 60601-1の改訂が進んでいる。2025年発行予定で進行している。この通則にはX線防護に関する副通則と呼ばれる規格も含まれているので、2025年頃から、防護に関する規格も徐々に変更していく状況になる。
 - ・ CT装置については受け入れ普遍性試験（JIS規格）が改正された。機器管理・メンテナンス関係はこの規格を取り入れたものになってくる。
 - ・ CTのSSDに関するJIS規格は審議中である。国際規格は発行済みだがJIS規格はもう少し時間がかかる。

- ・ その他は個別規格の進展はあまりないが、受け入れ普遍性試験の改正や新規の発行が進んでいる。新しいメンテナンスが中心となっていくことが想定される。
- 西川氏よりスライド資料を用いて日本歯科放射線学会の活動について報告が行われた。
 - ・ さきほどのJIRAからの報告資料に記載されているように、口内法X線装置のためのIEC規格が改訂され、これまで規格がなかった手持ち撮影装置の技術基準が初めて設定された。
 - ・ 設定された技術基準の1つは、X線ヘッドからの漏れ線量が装置の外表面のあらゆる場所で0.05 mGy/h以下というものであり、漏れ線量に対して従来より厳しい基準が要求されている。また、0.25 mmPb当量以上の取り外しができない後方散乱防護シールドを備えることも要求されている。
 - ・ IEC規格の改訂を受けて、JIRAによりJIS化のための作業が進行中であるが、厚労省やPMDAは、JIS化を待たずに医療用X線装置基準、認証基準、さらにはユーザー側に対する法令である医療法施行規則を改正する動きを始めている。
 - ・ DRLの普及活動は、一昨年度に続き、昨年度もコロナ禍の影響により中止となっている。
 - ・ 歯科X線撮影での新型コロナウイルス対策のための指針を作成し、公開した。
 - ・ 診療用放射線に関する安全管理指針策定について、開業歯科医師向けに策定用資料を作成し、公開した。
 - ・ 手持ち撮影のガイドラインについて、改定された規格に合わせて現在改訂作業を行っている。
- 前田氏より日本小児心臓CTアライアンスの活動について報告が行われた。
 - ・ 2020年2月2日に実施した小児心臓CTセミナーを開催しようとしたが、現地実施は難しく開催できていない。今年度中に開催できるように予定している。
 - ・ 次回のDRLへの掲載を目指して、日本の小児心臓CTの線量調査を、全国の特設機能病院等あわせて109施設を対象にすべく準備をしているところ。来年に論文として発表できるように準備している。
- 宮寄氏より日本小児放射線学会の活動について報告が行われた。

- ・ 今年の6月12日に埼玉県浦和市で第57回日本小児放射線学会が開催された。この学会内で、神奈川県立こども医療センターの相田典子前理事長がシンポジウムで小児の画像診断を安全に行うためのレクチャーを行った。学会員に向けて医療放射線の正当化と最適化の教育を行った。
- 鈴木氏より資料4-5を用いて日本放射線技師会の活動について報告が行われた。
 - ・ 医療放射線安全管理講習会について昨年は全7回を予定していたが、3回はコロナ禍のため中止となり、4回開催した。その中で、被ばく線量の最適化とDRLの正しい使い方について講習を行った。
 - ・ 第36回日本診療放射線技師学術大会をWebにて1月に開催した。その中で、医療放射線安全管理責任者の実情と問題点のシンポジウムを行った。放射線科医が在籍するような大規模施設は線量の最適化が進んでいるが、小規模施設では最適化を含めて組織づくりが難しいという報告があった。シンポジウムの内容については技師会雑誌に会員にて周知している。
- 斎氏より資料4-6を用いて日本乳がん検診精度管理中央機構の活動について報告が行われた。
 - ・ 令和2年度のマンモグラフィ施設の画像評価について報告を行った。
 - ・ マンモグラフィを行っている施設は3年に1回更新となり、令和2年度では評価19回、延べ台数477台を評価した。
 - ・ 内訳としてはデジタルシステムがほとんどで、アナログシステムが1%であった。特にFPDを搭載したシステムの導入が著しい。また、認定率は97%であった。
 - ・ 施設画像評価データから平均乳腺線量を評価し、分布を示す。平均乳腺線量の平均値は1.54mGy、95パーセンタイル値は2.10mGyであった。
 - ・ DRL 2020（マンモグラフィ）の平均乳腺線量分布と比較すると、平均値および95パーセンタイル値とも減少している。今後、改定されることになると数値は下がってくると思われる。
- 盛武氏より日本脳神経血管内治療学会の活動について報告が行われた。
 - ・ 昨年度、医療での被爆にかかる2つの法改正対策ということで学会総会にて3つの企画を開催した。
 - ・ 1つ目は放射線技師によるシンポジウムで、主に従事者の水晶体防護に

関する良好事例を抽出しました。

- ・ 2つ目は防護委員会企画として防護に関するミニ講習会を開催した。診断参考レベルについて周知することと、電離則改正の直前であったので厚労省の夏井氏に講演を頂いた。
 - ・ 3つ目は労災疾病臨床研究事業の千田班の研究の1つとして、水晶体の混濁調査を総会で行った。84名の参加が得られた。
 - ・ 今年度についても3つの放射線技師シンポジウム、防護ミニ講習会、水晶体混濁調査を行う予定である。
- 田代氏より日本放射線影響学会の活動について報告が行われた。
- ・ 2020年10月15日に第63回大会をWEBにて開催した。
 - ・ 基本的な放射線治療との関係のセッションが多かったが、その中で、医療被ばく・作業被ばくがもたらす細胞遺伝的な影響のシンポジウムが開催された。様々な医療被ばくによる染色体異常の解析が報告されており、QSTの赤羽恵一氏も講演を行った。
- 五十嵐氏より資料4-7を用いて日本放射線技術学会の活動について報告が行われた。
- ・ 2021年6月1日に「診断参考レベル運用マニュアル2020版」をJ-RIME 監修のもと作成し、学会ホームページ上に公開した。普及が目的のため会員・非会員問わず閲覧可能である。
 - ・ 小児股関節撮影における生殖腺防護の是非に関して欧米で議論が盛んであるが、本学会においてもこの件に関する検討班を立ち上げた。
 - ・ リスクコミュニケーションのセミナーを開催している
 - ・ ICRP Publ. 147に対応するための準備を進めている。
 - ・ 学術大会では今秋の秋季大会において、DRL2020に関する企画を予定している。
 - ・ 来春のJRC2022では、生殖腺防護に関する企画を予定している。
 - ・ 日本診療放射線技師会と共同して、生殖腺防護の是非に関する議論を推進している。
- 青山氏より日本放射線腫瘍学会の活動について報告が行われた。
- ・ 昨年12月から前代表者の塩山氏より、北海道大学の青山氏に交代となった。
 - ・ 医療被ばくに関する講習会については日本医学放射線学会の活動と重なっている。

- ・ 学術大会に関して、昨年は他の学会と同様にWebで開催した。その中で医療被ばくに関する講習が行われた。

日本保健物理学会については小野氏の欠席により資料4-8の資料配布をもって報告となった。

(5) その他

i. 実態調査WGからのGlobal Surveyに関する報告

QST赤羽恵一氏よりスライドを用いてGlobal Surveyに関する報告が行われた。

- ・ UNSCEAR Global Surveyには、医療被ばく、職業被ばく、公衆被ばくの3つがあり、おもに医療被ばくについて報告が行われた。
- ・ UNSCEAR Global SurveyはUNSCEAR国内対応委員会(事務局:QST)が対応している。
- ・ 医療被ばくサーベイへの対応はJ-RIMEに直接ではなく、J-RIMEメンバー(関連学会)に協力が依頼された。
- ・ データ推定には、第7回全国核医学診療実態調査報告書、第1回NDBオープンデータ、平成26年医師・歯科医師・薬剤師の概況などのデータが用いられており、診断・IVR、放射線治療、核医学のそれぞれの推定例について紹介が行われた。
- ・ 一人あたりの年間の医療被ばくについても紹介が行われ、これらのデータはUNSCEARのホームページ("Report to General Assembly")から取得できるとの報告が行われた。
- ・ 日本の一人の年間の医療被ばくは2.6 mSvとの報告がある(「生活環境放射線(国民線量の算定)第3版」)。
- ・ 今後のサーベイについての問題点や課題についても言及が行われた。

ii. 放射線診療従事者の被ばく管理について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

労働衛生課 電離放射線労働者健康対策室 坂井 寛毅氏より

資料5を用いて電離放射線防止規則改正を受けた医療機関における水晶体被ばく低減対策についての発表が行われた。

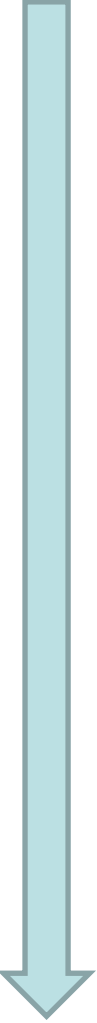
- ・ 労災疾病臨床研究補助金事業の4つの班において医療放射線の管理についての研究を行ってもらっており、これらの情報共有のため合同班会議を行っている。この合同班会議の資料をJ-RIMEのホームページに掲載する予定となっている。
- ・ 令和2年からの電離健診対象事業場に対する自主点検等事業について紹介が

行われた。

- ・ 上記検事業で医療現場での職業被ばくの管理の課題が浮き彫りになったことに触れ、本ネットワーク等研究分野と行政との連携が重要であると言及した
- ・ 上記事業は令和3年も実施している。
- ・ 被ばく線量の管理について、眼の水晶体の等価線量が年間20～50 mSvの従事者等についての管理については、労基署と保健所が連携して取り組むことを予定している。

以上

DRLsに関するこれまでのスケジュール

- 
- 2014年 4月 J-RIME第6回総会
 - 2015年 4月 J-RIME第7回総会
 - 6月
 - 12月
 - 2016年 4月 J-RIME第8回総会
 - 2017年 4月 J-RIME第9回総会
 - 12月 DRL-WG第3回会合
 - 2018年 4月 J-RIME第10回総会
 - 12月 DRL-WG第4回会合
 - 2019年 4月 J-RIME第11回総会
 - 7月 DRL-WG第5回会合
 - 12月 DRL-WG第6回会合
 - 2020年 2月 DRL-WG第7回会合
 - 4月 J-RIME第12回会合
 - 2021年 7月 J-RIME第13回会合
 - 2022年 5月 J-RIME第14回会合
- DRL-WGの設置
 - DRLs2015案の承認
 - **DRLs2015発表**、説明資料①掲載
 - 説明資料②掲載
 - DRLs発表後の各学会の活動報告
 - DRLs発表後の各学会の活動報告
 - **改定時期の検討の必要性**
 - **主査の専任**
 - 2020年改訂方針決定
 - DRLs改定の検討状況の説明
 - DRL調査内容、倫理指針などの検討
 - 改定までのロードマップ検討
 - PTメンバーへのCOI確認方法を承認
 - 調査状況の報告
 - モダリティレポートフォーマットの決定
 - 調査状況の報告
 - 調査結果の報告
 - モダリティレポートの作成
 - **DRLs2020案の承認**
 - DRLs発表後の各学会の活動報告
 - DRLs発表後の各学会の活動報告

→ 四半後期あたり DRL-WG第8回会合

J-RIME 第 14 回総会資料 (Web 会議) : 2022 年 5 月 30 日 13:00~

「医療放射線防護連絡協議会からの活動報告」

総務理事 菊地 透

1. DRL s 2020 の普及と活用の促進から診療放射線従事者の被ばく管理について

恒例の医療放射線安全管理講習会をWEB開催により、第71回と第72回の参加者446名を得て行った。内容は、先般の2つの医療放射線安全関連規則改正で医療現場において正しく実施するための対応として、「改正医療法施行規則・改正電離則に準拠していますか?」をテーマに、第一線で活躍する講師を招いて開催した。各講師からは、①電離則の遵守状況について医療従事者の実態調査報告を樺田尚樹先生(産業医大)、②放射線診療施設の立入検査について小林剛(東京都)、③電離則を遵守するための要点を大野和子(京都医療科学大学)、④診療放射線の安全利用のための研修について、日医放の教育研修等を井上優介先生(北里大学)、⑤医療被ばく線量等の医療者と患者間の情報共有について、健康情報学分野の佐藤恵子先生(京都大学)に、何をどう説明するか、⑥整形外科領域の取り組みについて伊藤淳二先生(青森中立中央病院)から紹介された。

また、年次大会第32回「高橋信次記念講演・古賀祐彦記念シンポジウム」(WEB開催:令和3年12月10日)を、「令和時代の医療放射線管理」のテーマで開催した。教育講演は、「個人線量管理の動向」と題して、線量管理制度構築に向けて吉澤道夫先生(日本原子力機構)より紹介された。特に高橋信次記念は、「これからの医療放射線の安全管理を考える」と題して、米倉義春先生(元・放医研理事長)から、医療被ばくの最適化について2010年にJ-RIMEの設立や我が国のDEL設定、今回の医療法施行規則改正の骨子となった厚生労働省の医療放射線の適正管理に関する検討会について紹介された。また、古賀祐彦記念シンポジウムは、「今後の線量管理に向けた取り組みに」をテーマに行った。

なお、これらの管理講習会及び年次大会については、医療放射線防護誌86号(令和4年3月発行)に詳細内容を掲載した。

2. その他

第43回医療放射線安全利用フォーラム(ZOOM会議:令和4年2月20日)において、「医師・歯科医師のタスクシフティングと医療放射線安全」をテーマに行った。医師の働き方改革に関連して、医師・歯科医師の放射線診療業務から診療放射線技師の方へのタスクシフトについて行った。今回は、特に日本医師会と日本歯科医師会からの後援を得て開催した。

J-RIME 第 14 回総会

日本医学物理学会 活動報告

2022 年 5 月 30 日

放射線防護委員長 古場裕介

- 日本医学物理学会放射線防護委員会の HP を改訂し、放射線防護体系・医療被ばく・職業被ばく・公衆被ばくなどカテゴリを分けて一般の方から会員まで参考となる解説をまとめた。J-RIME 等の情報も含め今後も適宜更新する予定である。
医学物理学会放射線防護委員会 HP
<https://www.jsmp.org/doc/bougo/index.html>
- 「医学物理分野に必要な中性子の基礎知識」というタイトルにて学会誌の特集を企画した。医学物理学会誌 6, 9 月号に掲載予定
- 2022 年 4 月に開催された JRC2022 では以下の企画を開催した。
 - ・ JSRT 放射線管理フォーラム・JSMP 防護委員会合同企画
 - 企画 1 (JSMP 防護委員会企画) 「加速器施設における放射化物の取り扱いに関する現状と課題」
 - 企画 2 (JSRT 放射線管理フォーラム) 「不均等被ばく管理への現場での実態と対策」

公益社団法人 日本医学放射線学会 2021 年度活動報告

日本医学放射線学会
放射線安全管理委員会委員長
栗井 和夫

1. 診療用放射線の安全利用に関する研修ビデオ(改訂版)の公開 (2021 年 11 月 1 日)

診療用放射線の安全利用の関する研修ビデオを作成し、本学会ホームページより公開した。

2020 年 7 月から 2022 年 4 月までの期間で、延べ 1,101 施設から研修ビデオの申請があった。

内容は下記の通り。

- 総論標準版
- 総論短縮版
- 各論 1「医療被ばくの基本的な考えから」
- 各論 2「放射線診療の正当化と最適化」
- 各論 3「放射線診療の線量管理と最適化」
- 各論 4「過剰被ばくその他の事例発生時の対応」
- 各論 5「医療従事者と患者間の情報共有」

2. 日本医学放射線学会での教育講演

放射線防護関連の教育講演計 4 回実施した。

2021 年 4 月 17 日 第 80 回日本医学放射線学会総会 講師 細野眞

2021 年 4 月 18 日 第 80 回日本医学放射線学会総会 講師 大野和子

2021 年 9 月 17 日 第 57 回日本医学放射線学会秋季臨床大会 講師 丹羽太貫

2021 年 9 月 18 日 第 57 回日本医学放射線学会秋季臨床大会 講師 佐々木康人

3. CT における線量管理と診断参考レベル運用の実態調査

一般社団法人 画像診断管理認証機構と日本医学放射線学会と共同で調査を行った (2021 年 12 月 - 2022 年 3 月)。結果については、近日中に日本医学放射線学会のホームページで公開予定

4. 医療従事者の職業被ばくに関する医療施設における管理・教育状況実態調査の報告

厚生労働省労災疾病研究(班長 長崎大学 工藤崇先生)に協力して、日本医学放射線学会修練機関に対する調査を実施した。

2022 年 5 月 30 日

第 14 回 J-RIME 総会

令和 03 年度の活動報告 一般社団法人 日本核医学会

- ・ 第 21 回日本核医学会春季大会（令和 3 年 5 月開催）にて、「核医学のための診療用放射線の安全利用」の講習を日本核医学技術学会と合同で開催した。学会員 104 名が参加した。
- ・ 第 22 回日本核医学会春季大会（令和 4 年 5 月開催中）にて、「核医学のための診療用放射線の安全利用」の講習を日本核医学技術学会と合同で開催している。
- ・ ICRP Publication 邦訳版公開を学会 HP にてアナウンスした。

ICRP Publication 107 Nuclear Decay Data for Dosimetric Calculations（線量計算のための核壊変データ）

ICRP Publication 121 Radiological Protection in Paediatric Diagnostic and Interventional Radiology（小児の放射線診断と IVR における放射線防護）

ICRP Publication 127 Radiological Protection in Ion Beam Radiotherapy（粒子線治療における放射線防護）

特定非営利活動法人 日本核医学技術学会 2021 年度活動報告

管理・防護委員会 担当理事
東 直樹

1. 第 41 回 日本核医学技術学会総会学術大会の開催 (2021 年 11 月 4 日～6 日)

名古屋国際会議場にて第 61 回日本核医学会学術総会と合同で、第 41 回日本核医学技術学会総会学術大会を開催した。放射線管理・防護に関する内容は以下。

- ① 卒後教育 核医学技術学会基礎講座 10 「放射線管理」
核医学分野における放射線管理 (RI 規制法、線量管理、DRLs)
千葉大学医学部附属病院 放射線部 飯森隆志
- ② 卒後教育 核医学技術学会基礎講座 11 「医療安全」
核医学に求められる医療安全
名古屋大学医学部附属病院 医療技術部 放射線部門 阿部真治
- ③ JSNMT / なでしこの会共催シンポジウム 「タスクシフト/シェアと核医学診療」
 1. 診療放射線技師の業務拡大に向けて：厚生労働省研究班の立場から
地域医療振興協会 北村 聖
 2. 技師 / 技師会の立場から
公益社団法人 日本診療放射線技師会 上田 克彦
 3. 核医学技術者の未来展望 ～我々はどうあるべきか～
特定非営利活動法人 日本核医学技術学会 片渕哲朗
 4. 核医学専門医・技師教育の立場から
京都医療科学大学 医療科学部 放射線技術学科 大野和子

2. 医師の働き方改革のためのタスクシフト/シェア 診療放射線技師法改正に伴い
「診療放射線技師の業務拡大で変わる核医学検査を安全に行うための手引き」の作成

2016 年に核医学会と合同で作成した「核医学検査を安全に行うための手引き」を加筆・修正し「診療放射線技師の業務拡大で変わる核医学検査を安全に行うための手引き」を作成。

JIRA 報告 - 2022 年 J-RIME 総会

一般社団法人 日本医療画像システム工業会 (JIRA)
放射線・線量委員会
副委員長 桑原 健

放射線防護に関わる情報、X線診断装置の線量低減に寄与する機能および線量管理システムに関係する国内外規格の動向について、前回報告(2021年7月21日)以降の状況を報告する。

1. IEC 及び JIS の動向

- (1) 通則 IEC 60601-1: 医用電気機器に関する基礎安全と基本性能に関する一般要求事項
 - ・ 第4版を2025年の制定に向けて活動中
- (2) 副通則 IEC60601-1-3: 診断用X線装置の放射線防護
 - ・ IEC61223-3-8: IVRを含む透視・撮影装置の受入・不変性試験の審議を最優先事項と設定しているため、第3版の議論は停滞中
- (3) X線CT装置
 - (a) IEC 60601-2-44 Ed.4: X線CT装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項
 - ・ IEC61223-3-5 Ed.2 及び IEC62985 Ed.1 の要求事項、最新の技術/機能を盛り込む
 - (b) Spectrum CT
 - ・ NWIP(New Working Item Proposal)での承認を得るための準備会議
 - (c) JIS T 62985: X線CT装置におけるサイズ対応CT線量(SSDE)の計算方法
 - ・ 日本産業標準調査会(JISC)にて審査中
- (4) RFシステム
 - (a) IEC 61223-3-8 Ed.1: IVRを含む透視・撮影装置の受入・不変性試験
 - ・ CDV発行準備中。各Local regulationでの規制事項の適用をそれぞれ求めている状況
 - (b) IEC 60601-2-54 Ed.2: X線撮影及び透視用機器の基礎安全及び基本性能の特定要求事項
 - ・ CDV投票結果の審議中。照射時間/負荷時間の用語統一、誤記訂正、通則3.2版に対応
 - (c) JESRA X-0087: 「医療用エックス線装置基準」の標準試験方法及び試験成績表
 - ・ JIS Z4751-2-54 改正(2021年5月制定)に合わせ、一部試験方法の表現修正予定
- (5) IVRシステム
 - (a) IEC 61223-3-8 Ed.1: IVRを含む透視・撮影装置の受入・不変性試験(RFシステムと連携)
 - ・ CDV発行準備中。各Local regulationでの規制事項の適用をそれぞれ求めている状況
 - (b) IEC 60601-2-43 Ed.3: IVRシステムの基礎安全と基本性能に関する個別要求事項(RFシステムと連携)
 - ・ CDV投票結果の編集中。通則Ed.3.2及びIEC60601-2-54 Ed.2.0への対応(技術的変更なし)
- (6) マンモ
 - (a) IEC 60601-2-45 Ed 3.1: 乳房用X線装置及び乳房撮影定位装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項
 - ・ CDV投票結果の編集中
 - (b) JIS Z 4752-3-6: 受入試験及び不変性試験 - 乳房用トモシンセシス操作モードに使用される乳房用X線装置の画像性能
 - ・ 最終原案を日本規格協会へ提出し、日本産業標準調査会(JISC)へ申出前の最終確認中
- (7) 歯科用
 - (a) IEC 61223-3-7 Ed.1: 歯科用CBCTに関する受入・不変性試験
 - ・ 2021年12月制定
 - (b) JIS T 60601-2-63: 歯科口外法用X線装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項
 - ・ 最終原案を日本規格協会へ提出し、日本産業標準調査会(JISC)へ申出前の最終確認中
 - (c) JIS T 6060-1-2-65: 歯科口内法用X線装置の基礎安全及び基本性能に関する個別要求事項
 - ・ 最終原案を日本規格協会へ提出し、日本産業標準調査会(JISC)へ申出前の最終確認中
 - (d) IEC 61223-3-7: 歯科用C B C T装置の受入試験及び不変性試験
 - ・ 2023年2月までにJIS原案作成予定
- (8) その他
 - (a) JIS T 61331-1: 診断用X線に対する防護用具 - 第1部: 材料の減弱特性の決定方法
 - ・ 最終原案を日本規格協会へ提出し、日本産業標準調査会(JISC)へ申出前の最終確認中

2. その他トピック

(1) 医療用エックス線装置基準の改正

- ・ 歯科口内法用X線装置の国際規格である IEC 60601-2-65 が 2021 年 5 月に改正され、手持ち型装置（手持ち撮影を意図した装置）の安全基準が明確化されたことを受け、薬機法第 42 条基準の「医療用エックス線装置基準」を改正した（厚労省告示第 114 号 として 3 月 31 日に発出された）。

以上

NPO法人 日本歯科放射線学会 からの報告

1

歯科放射線領域の近況(1/3)

前回(第13回総会)の報告事項

- 口内法X線装置のためのIEC規格であるIEC 60601-2-65が改定され、IEC 60601-2-65:2012/AMD2:2021として、2021年5月3日に公開された。
- その中で、手持ち撮影を意図した口内法X線撮影装置に対する技術基準が(初めて)設定された。



<https://www.mirror.co.uk/news/uk-news/mirror-investigation-lethal-x-ray-machines-1470224>

2

歯科放射線領域の近況(2/3)

前回(第13回総会)の報告事項

- 設定された技術基準の要点
 - 1) X線ヘッドからの漏れ線量が装置の外表面のあらゆる場所で0.05 mGy/h以下であること
cf. これまでは、据置型、携帯型ともに、漏れ線量がX線管焦点から1 mの距離において0.25 mGy/h以下
(一般撮影装置等は1.0 mGy/h)
 - 2) 0.25 mmPb当量以上の取り外しができない後方散乱線防護シールドを備えること



3

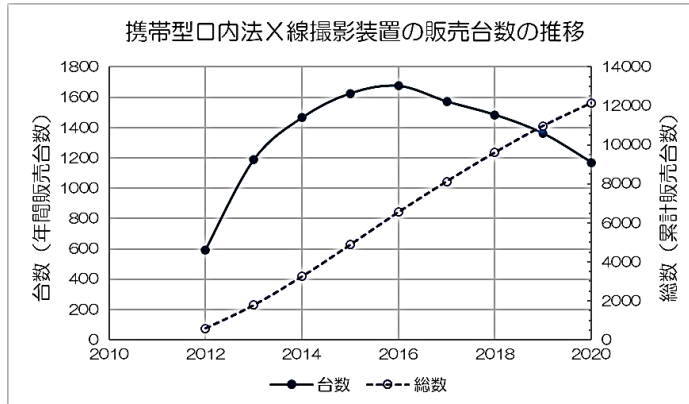
歯科放射線領域の近況(3/3)

前回(第13回総会)の報告事項 + α

- これを受けて、日本画像医療システム工業会(JIRA)の標準化委員会SC-2206(歯科用X線装置)では、JIS化のための原案を作成していたが、すでに作業は完了している。
⇒ **近いうちに、JIS T 60601-2-65 : 20XXとして公示される予定**
- また、厚生労働省および医薬品医療機器総合機構(PMDA)では、(JIS化を待たずに) **改正JISに対応する形で医療用X線装置基準、認証基準、医療法施行規則を改正**するための作業を進めている。

4

施行規則改正で生じる問題



歯科機器・用品年鑑(アール アンド ティ)より

すでに12000台を超える装置が臨床現場で(手持ち撮影に)使用されているが、そのほとんどは改正施行規則に適用できない(はず)。

5

歯科放射線学会の活動(1/3)

- 1) 携帯型口内法X線撮影装置の現状を把握するために、装置の製造販売業者を対象とし、Google Formを利用してアンケートを実施した。
 - 15社に協力を依頼したところ、11社より回答が得られた。
 - その結果、非常に多くの装置が改正施行規則に適用できないことが明らかになった。
 - また、それらの装置に、後方散乱線防護シールドや漏れX線用防護カバーを追加して、改正施行規則に適用できるようにすることは、技術的にほぼ不可能と考えられた。

6

歯科放射線学会の活動(2/3)

- 2) ・このため、改正施行規則の施行後は、既存装置を手持ち撮影に使うことはできなくなり、臨床現場に混乱を招くのは必至である。
- ・そこで歯科放射線学会は、厚労省に対して、既存装置であっても、適切な防護手段を取ることで操作者の安全を確保できることを説明し、改正後も既存装置を使い続けられるように、改正内容の再検討をお願いした。
 - ⇒ 既存装置は改正施行規則の適用を受けないことになった。

7

歯科放射線学会の活動(3/3)

- 3) 厚労省のこの取り計いに対応するため、新基準に準拠する装置および既存装置を使用する際の具体的な防護方法をそれぞれ明確に提示することを目的として、「**手持ち撮影に関する学会ガイドライン(2017)**」を改正するための作業に着手した。
- 4) 日本歯科放射線学会秋季学術大会に併催される教育研修会(2021/10/31)で放射線防護に関する講演を行った。
 - 題名：歯科診療におけるエックス線被ばくの管理 —医療法施行規則の概略—
 - 講師：佐藤健児(日本歯科放射線学会防護委員)

8

医療被ばく研究情報ネットワーク (J-RIME) 第 14 回総会資料
(公社) 日本診療放射線技師会

2021 年度活動報告

1. 診療用放射線の安全管理のための研修 (e-learning)

- ・ 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全管理のための研修 (A)
受講対象者: IVR や X 線透視を行う医師及び歯科医師/放射線科等放射線診療に広く従事する医師/医療放射線安全管理責任者
申込者数 906 修了者数 905
- ・ 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全管理のための研修 (B)
受講対象者: 放射線診療を依頼する医師・歯科医師
申込者数 2 修了者数 1
- ・ 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全管理のための研修 (C)
受講対象者: 診療放射線技師/放射性医薬品を取り扱う薬剤師
申込者数 446 修了者数 445
- ・ 放射線診療に従事する者に対する診療用放射線の安全管理のための研修 (D)
受講対象者: 放射線診療に関わる看護師
申込者数 1 修了者数 1

2. 小児股関節撮影時の生殖腺防護 (遮蔽) の廃止に関する情報共有

日本放射線技術学会と合同で両会の学術大会にて同じ内容のシンポジウムを開催し、会員への情報提供をおこなった。

- ・ 2021 年 10 月 15 日 第 49 回日本放射線技術学会秋季学術大会
- ・ 2021 年 11 月 13 日 第 37 回日本診療放射線技師学術大会

シンポジウム: 生殖腺 (性腺) 防護について考える

座長 富田 博信 日本診療放射線技師会 生腺防護 WG 担当副会長

五十嵐 隆元 日本放射線技術学会 放射線防護委員会委員長

講演 1 なぜ生殖腺防護不要の流れとなってきたのか

-エビデンスとコミュニケーションの必要性-

広藤 喜章

講演 2 JSRT 検討班アンケートからみる我が国の生殖腺防護の実際

竹井 泰孝

講演 3 医療被ばく低減施設認定訪問審査から見た防護の問題点

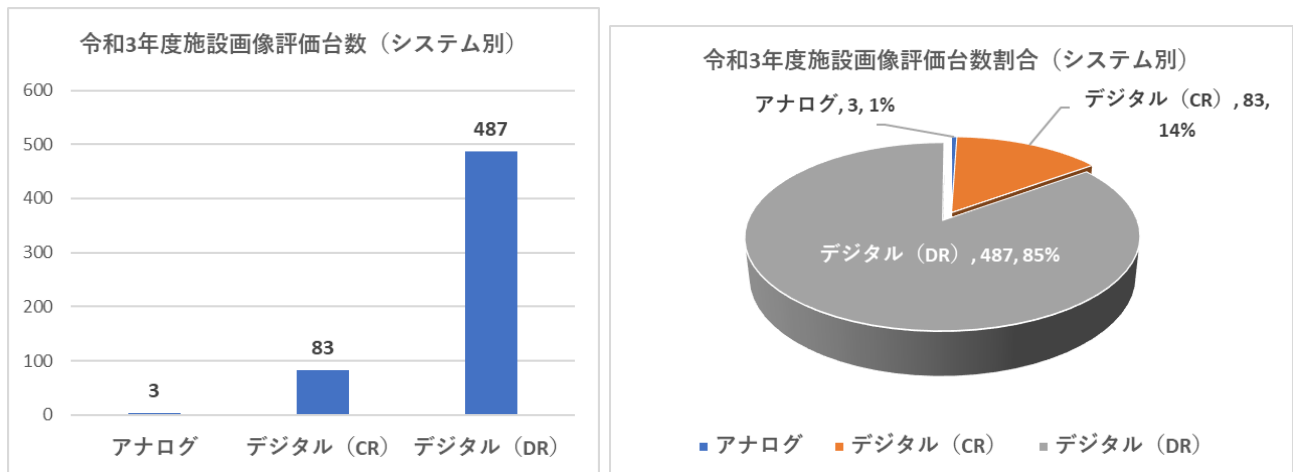
鈴木 賢昭

講演 4 生殖腺 (性腺) 防護は撤廃可能なのか -現場での対応-

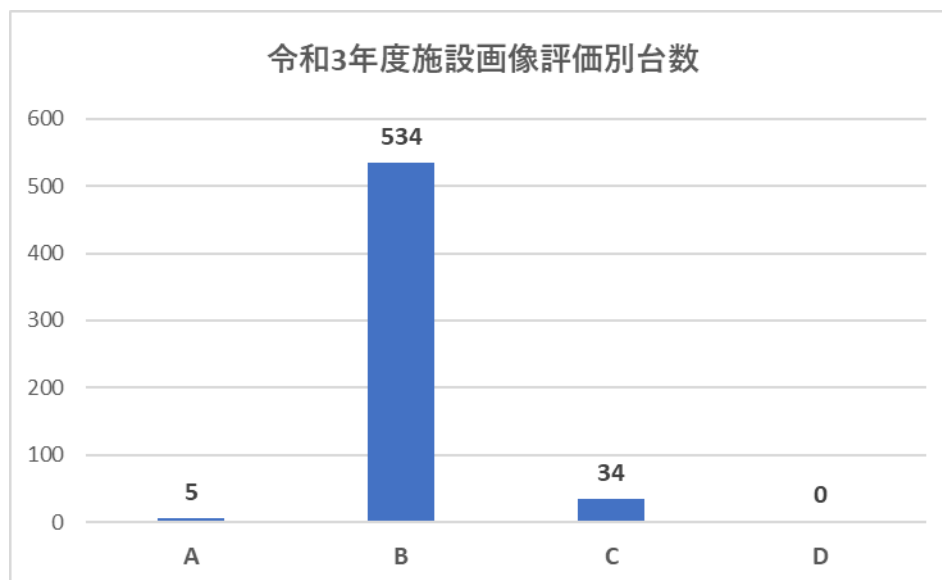
佐々木 健

NPO 法人 日本乳がん検診精度管理中央機構 活動報告

令和 3 年度のマンモグラフィ施設・画像評価の報告（評価述べ台数 573 台：2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）を下記にいたします。

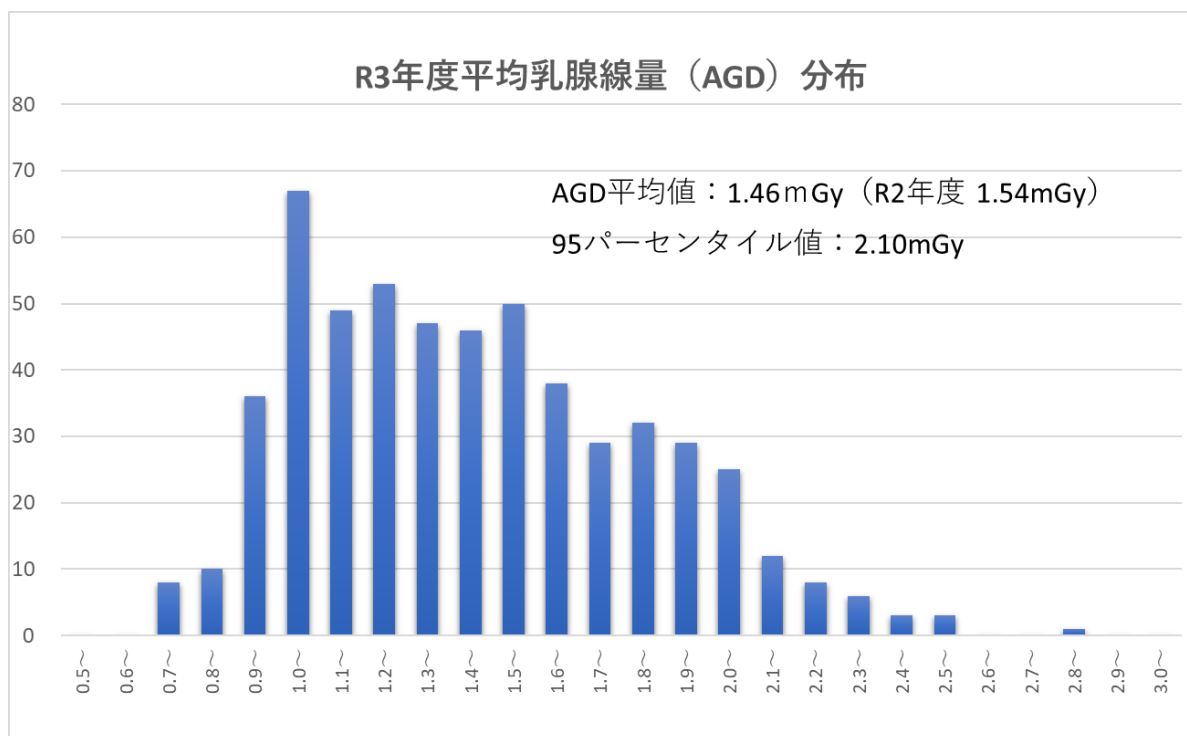


デジタルシステムは 99%、アナログは 1%であった。特に DR システムの導入が著しい。

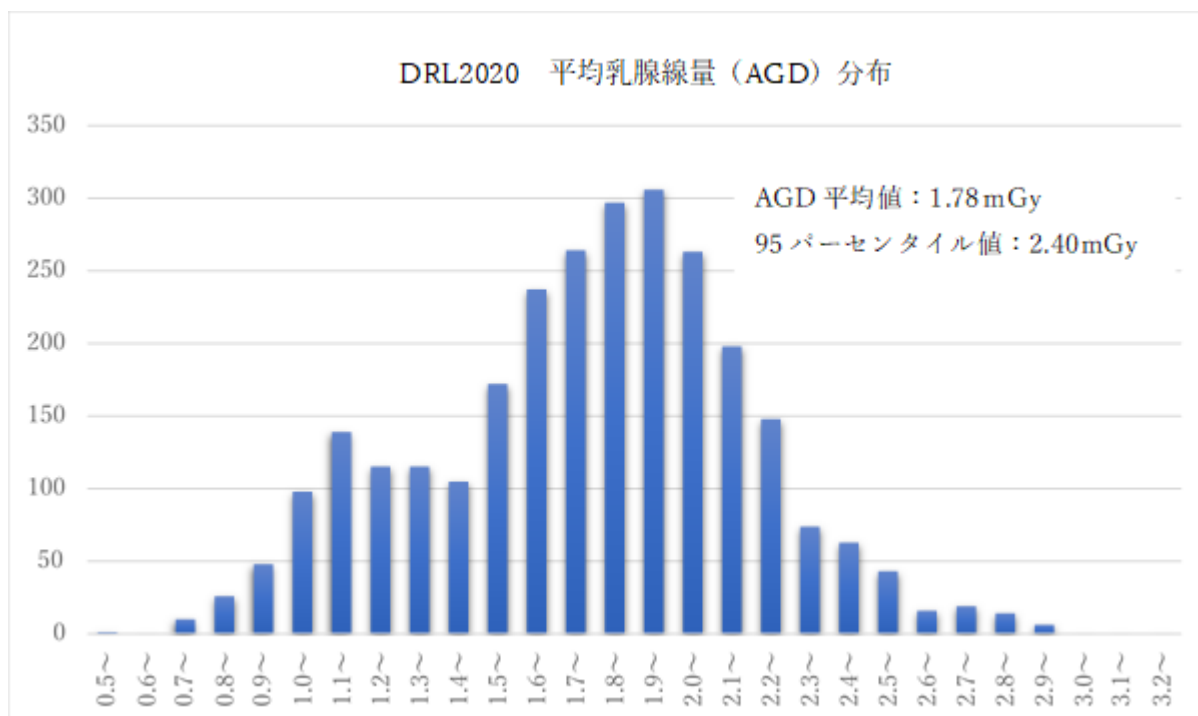


施設認定は A、B 評価で、認定率は 94%であった。

令和 3 年度施設画像評価データからの平均乳腺線量の分布を下記に示します。
 平均乳腺線量の平均値は 1.46mGy、95 パーセンタイル値は 2.10mGy であった。
 昨年度と比較すると低減傾向にある。



DRL 2020（マンモグラフィ）の平均乳腺線量分布と比較すると、平均値および 95 パーセンタイル値とも減少している。デジタル化、特にフラットパネルを搭載した DR システムへの移行に伴うシステム線量の低減化によるものと思われる。



日本脳神経血管内治療学会 2021-2022 年度活動報告

(報告者)

日本脳神経血管内治療学会

放射線防護委員会

委員長 松丸祐司

於、第 14 回 J-RIME 総会 (Web 開催 2022 年 5 月 30 日)

医療での被ばくに関する 2 つの法改正 (医療法施行規則改正、電離放射線障害防止法改正) について学会員らに広く周知し対策を促すため、学会総会企画として以下を実施した。

第 37 回 JSNET 学術集会 (福岡国際会議場 2021 年 11 月 25-27 日、ハイブリッド開催)

1. JSNET 放射線防護ミニ講習会 11 月 27 日 (土) 7:00~8:00

テーマ: 大丈夫ですか? 術者の水晶体被ばく 座長: 松丸祐司、坂本肇

(演題 1) 電離放射線障害防止規則改正の概要と対応のポイント

演者: 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学研究所

放射線規制科学研究部 上席研究員 盛武 敬

概要: 令和 3 年 4 月 1 日から施行された「改正電離放射線障害防止規則」について、改正の検討委員会に携わった経験をもとに対応のポイントを解説する。

(演題 2) 放射線防護マネジメントシステムについて

演者: 産業医科大学病院 放射線部 診療放射線技師 中上晃一

概要: 電離則改正の過程において、安全衛生管理体制を確立するために、労働安全衛生マネジメントシステム (OHSMS) の導入が提言された。令和 2 年度には「放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステム導入支援事業」が厚労省委託事業として実施され、約 400 の医療機関が研修に参加した。ここでは「放射線防護マネジメントシステム」の開発に携わった立場から、自施設で確実に実施できるマネジメントシステムの基礎を解説する。

2. 放射線防護関連シンポジウム (放射線技術部会) 11 月 26 日 (金) 17:30~19:30

テーマ: 技師シンポジウム「どうしてる? アンギオ部門 - 線量管理は義務化へ」

概要: 昨年度から患者さんの被曝線量の管理が法律で義務化され、各施設では装置表示値の検証や記録を行っている。さらに、今年度は放射線業務従事者の眼の水晶体線量限度が大幅に引き下げられ、スタッフの被曝管理も重要となった。これらの線量管理に対する各施設での実際の取り組みについて報告する。

司会: 順天堂大学 坂本 肇

福岡大学病院 上野 登喜生

川崎医科大学附属病院 人見 剛

演者：新小文字病院 茂呂田 孝一
鹿児島大学病院 川原 浩
福岡大学病院 山田 将太
名古屋大学医学部附属病院 杉本 成人
武蔵野赤十字病院 荒井 一正
東京慈恵会医科大学葛飾医療センター病院 吉田 未智人

3. 水晶体混濁調査企画「白内障調査キャンペーン第2段」11月25日(木)-27日(土)

公益社団法人 日本放射線技術学会 活動報告

- ◆ 『小児股関節撮影における生殖腺防護に関する検討班』を立上げ、米国や欧州等で議論されている生殖腺防護の実態調査を行い、その結果を学会雑誌に報告した（2021年77巻10号 p. 1252-1254）。

班 長：竹井 泰孝（川崎医療福祉大学）
 班 員：江口 佳孝（国立成育医療研究センター） 川浦 稚代（名古屋大学）
 鈴木 昇一（藤田医科大学）、 廣瀬 悦子（兵庫県立西宮病院）
 広藤 喜章（福島県立医科大学） 本元 強（茨城県立こども病院）
 宮寄 治（国立成育医療研究センター）

オブザーバー：五十嵐隆元（国際医療福祉大学成田病院，JSRT 放射線防護委員長）
 島田 義也（環境科学技術研究所，日本放射線影響学会理事長）
 松原 孝祐（金沢大学，JSRT 放射線防護部会長）

- ◆ 日本診療放射線技師会と合同で、「第49回日本放射線技術学会秋季学術大会（2021年10月15～17日）熊本城ホール」および「第37回日本診療放射線技師学術大会（2021年11月12～14日）東京ビックサイト」において、『生殖腺（性腺）防護について考える』と題したシンポジウムを開催した。

司会 JSRT 放射線防護委員長 五十嵐隆元、JART 性腺防護 WG 担当副会長 富田博信

1. なぜ生殖腺防護不要の流れとなってきたのか -エビデンスとコミュニケーションの必要性-
 JSRT 小児股関節撮影における生殖腺防護に関する検討班員 広藤喜章
2. JSRT 調査班アンケートからみる我が国の生殖腺防護の実際
 JSRT 放射線防護部会員，小児股関節撮影における生殖腺防護に関する検討班長 竹井泰孝
3. 医療被ばく低減施設認定審査から見た防護の問題点
 JART 性腺防護 WG 委員長，医療被ばく安全管理委員会委員長 鈴木賢昭
4. 生殖腺（性腺）防護は撤廃可能なのか -現場での対応-
 JART 医療被ばく低減施設認定チーフサーベイヤー 佐々木健

- ◆ 第49回日本放射線技術学会秋季学術大会（放射線防護関連企画のみ）

実行委員会・放射線防護委員会合同企画

『DRLs2020の臨床現場での応用』

座長 国際医療福祉大学成田病院 五十嵐隆元、順天堂大学 坂本 肇

一般撮影とマンモグラフィについて	国際医療福祉大学成田病院 五十嵐隆元
診断透視の DRL について	千葉大学医学部附属病院 加藤 英幸
CT における DRL の運用	金沢大学 松原 孝祐
医学領域における運用について	千葉大学医学部附属病院 飯森 隆志
IVR の DRL 運用について	土谷総合病院 石橋 徹
現場における DRL 運用の課題について	福岡大学病院 上野 登喜生
-ユーザーの視点から-	

放射線防護部会

『医療被ばく相談における線量の考え方』

司会 NTT 東日本関東病院 塚本 篤子、福岡東医療センター 宮島 隆一
 実効線量って何？ -定義と考え方- 名古屋医療センター/セントメディカル・

アソシエイト

広藤 喜章

ICRP Publ.102 の k-factor を用いた実効線量推
定法の問題点

藤田医科大学 小林 正尚

線量管理システムによる実効線量計算の問題点

川崎医療福祉大学 竹井 泰孝

医療被ばくの説明における「線量」の扱い方

国際医療福祉大学成田病院 五十嵐隆元

- ◆ 市民公開講座「医療における放射線の利用 –その歴史と技術の進歩–」を 2021 年 10 月 17 日（日）に熊本城ホール（熊本市）で開催した（放射線防護関連の市民公開講座のみ記載）。
- ◆ e-learning コンテンツとして、『診断参考レベルの運用（講師：五十嵐隆元）』を 2022 年 2 月に学会ホームページへアップした（放射線防護関連のみ記載）。
- ◆ JRC2022（放射線防護委員会・放射線防護部会関連企画のみ記載）
 1. 海外招待講演として University of Bristol の **Dr, Joanna Kasznia-Brown** をお招きし、『**Current gonadal shielding in paediatric abdominal and pelvis radiology – new trends and current policies**』と題した講演をいただくと共に、意見交換を行った。
 2. 『小児股関節撮影における生殖腺防護』と題したシンポジウムと討論会を開催した。
- ◆ セミナーの開催（放射線防護関連のセミナーのみ記載）
 1. 医療放射線リスクコミュニケーションセミナー 2回 Webex にて
 2. 放射線影響と防護量の考え方を学ぶ Web セミナー 1回 Webex にて

2022 年 5 月

一般社団法人 日本保健物理学会 2021 年度活動報告

日本保健物理学会
日本保健物理学会理事
小野孝二

① 日本保健物理学会シンポジウム

テーマ 変わりつつある医療放射線防護：マネジメントシステムと生殖腺防護

○日時：2021 年 9 月 11 日（土）13:30-16:00

○会場：Web 開催（Zoom）

○プログラム(最終版) 9/9 配信 http://www.jhps.or.jp/upimg/files/program_web_final.pdf

第 1 部 医療従事者に対する放射線防護マネジメントシステム

座長：小野 孝二（東京医療保健大学）

1. 電離則改正と放射線防護マネジメントシステム導入

櫻田 尚樹（産業医科大学）

[発表資料](#)

<http://www.jhps.or.jp/upimg/files/%E6%AC%85%E7%94%B0%E5%85%88%E7%94%9F%281%29.pdf>

2. 労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）を活用した放射線防護のあり方 -シ

テムのコンセプト・骨格と実際の運用にあたっての留意点-

梶木 繁之（（株）産業保健コンサルティングアルク）

[発表資料](#)

<http://www.jhps.or.jp/upimg/files/%E6%A2%B6%E6%9C%A8%E5%85%88%E7%94%9F%281%29.pdf>

3. 総合討論

パネリスト

梶木 繁之（（株）産業保健コンサルティングアルク）

櫻田 尚樹 (産業医科大学)

富田 博信 (埼玉県済生会川口総合病院)

横山 須美 (藤田医科大学)

第2部 腹部・骨盤部撮影時の生殖腺防護

座長：藤淵 俊王 (九州大学)

1. 生殖腺防護に関する米国 NCRP 声明の概要

浜田 信行 (電力中央研究所)

発表資料

<http://www.jhps.or.jp/upimg/files/%E6%B5%9C%E7%94%B0%E4%BF%A1%E8%A1%8C.pdf>

2. 小児股関節撮影における生殖腺防護に関する国内での検討状況

松原 孝祐 (金沢大学)

発表資料

<http://www.jhps.or.jp/upimg/files/%E6%9D%BE%E5%8E%9F%E5%85%88%E7%94%9F.pdf>

3. 総合討論

指定発言

前田 恵理子 (東京大学医学部附属病院)

川浦 稚代 (名古屋大学大学院)

鈴木 賢昭 (ベルラント総合病院)

発表資料

<http://www.jhps.or.jp/upimg/files/%E9%88%B4%E6%9C%A8%E5%85%88%E7%94%9F.pdf>

参考：NCRP 声明翻訳版 保健物理, 56 (2), 80-93 (2021)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jhps/56/2/56_80/_article/-char/ja/

② 本学会として、「眼の水晶体の線量モニタリングのガイドライン」の公示

・2020.7.8 制定、2021.6.3 修正 水晶体の被ばく低減の普及啓発運動を実施

The Japan Health Physics Society Guideline on Dose Monitoring for the Lens of the Eye

J. Radiat. Prot. Res. 2022;47(1):1-7. Published online March 31, 2022

DOI: <https://doi.org/10.14407/jrpr.2021.00276>

<https://jrpr.org/journal/view.php?number=1107>

③ 「生殖腺防護に関する NCRP 声明」 翻訳 WG の活動

設置期間： 2021 年 3 月 1 日から 8 月 31 日

米国放射線防護審議会 (NCRP) が 2021 年 1 月に公開した生殖腺防護に関する声明 (Statement No. 13) とその付属文書の翻訳ならびに最近の関連動向をまとめ、学会誌に掲載した。

成果：

- ・ NCRP 声明翻訳版 保健物理, 56 (2), 80-93 (2021)

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jhps/56/2/56_80/_pdf/-char/ja

- ・ (解説)NCRP 声明とその付属文書：経緯と最近の関連動向 保健物理, 56 (3), 107-115 (2021)

http://www.jhps.or.jp/upimg/files/107-115_hamada1011.pdf

以上

基発 0415 第 2 号
令和 4 年 4 月 15 日

医療被ばく研究情報ネットワーク (J-RIME) 御中

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

皆様におかれましては、平素より労働基準行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

石綿にばく露した労働者等が石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったためとして、建設業の元労働者等やその遺族等が国を相手取って国家賠償請求訴訟を提起した「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が令和 3 年 5 月 17 日に出されました。同判決では、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定は、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨等とされました。

同判決を踏まえ、労働者以外の者に対する保護措置を新たに定める労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 82 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 4 月 15 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

その改正の趣旨、内容等は下記のとおりです。これまで労働安全衛生法の保護対象としてこなかった労働者以外の者に対して、新たに事業者措置義務を課す改正となりますので、関係する事業者、一人親方等に十分に周知が図られますよう、皆様におかれましては、傘下の会員の皆様など関係する団体、事業者等に対する周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、周知に活用いただけるよう、パンフレットも併せてお送りいたします。

また、関連情報は以下の厚生労働省 HP に掲載しておりますので、併せてご参照・周知いただけますよう、よろしくお願いいたします。

<URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00008.html

記

第 1 改正の趣旨

石綿にばく露した労働者等が石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったためとして、建設業の元労働者等やその遺族等が国を相手取って国家賠償請求訴訟を提起した「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決が令和 3 年 5 月 17 日に出された。

同判決においては、以下①及び②に示すとおり、これらの点について、国が規制権限を行使しなかったことは、著しく合理性を欠き、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項の適用上違法とされた。

① 掲示義務規定（法第 22 条に係る特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 38 条の 3 の規定）は、特別管理物質を取り扱う作業場という場所の危険性に着目した規制であり、その場所において危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、特別管理物質を取り扱う作業場における掲示を義務付けることにより、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当である。

② 省令を制定して、事業者に対し、石綿含有建材を使う建設現場における警告表示（掲示）の内容として、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的内容及び症状等、並びに防じんマスクを着用する必要があることについて、より具体的に記載することを義務付けるべきであった。

このため、本省令改正においては、①等を踏まえ、労働者と同じ場所で働く労働者以外の一人親方等に対しても、労働者と同等の保護措置を図るとともに、②を踏まえ、有害性の警告表示の内容の適正化を図る観点から、法第 27 条に基づく法第 22 条に係る労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号。以下「鉛則」という。）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号。以下「四アルキル鉛則」という。）、特化則、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号。以下「高圧則」という。）、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）、酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号。以下「酸欠則」という。）、粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。）、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）及び東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染則」という。）（以下「11 省令」と総称する。）の規定を改正するものである。

なお、同判決においては、現行の法第 22 条の解釈として、その保護対象は労働者以外にも及ぶとされたことから、一人親方等に係る保護措置については、法改正を必要とするものではなく、同条に係る省令の規定を改正することとしたものである。

第 2 改正の概要

1 改正の要点

法第 22 条に規定する健康障害を防止するため、11 省令を改正し、当該健康障害に係る業務又は作業を行う事業者に対して、

- ・ 当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す
 - ・ 当該業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講ずる義務を課す
- こととし、具体的には次の（1）から（5）までのとおりとしたこと。

(1) 健康障害防止のための設備等の稼働等に係る規定の改正

ア 設備の稼働に関する配慮義務の新設（改正省令による改正後の有機則（以下「改正有機則」という。）第 18 条第 3 項、第 5 項及び第 7 項、改正省令による改正後の鉛則（以下「改正鉛則」という。）第 32 条第 2 項、改正省令による改正後の四アルキル鉛則（以下「改正四アルキル鉛則」という。）第 6 条第 4 項、第 7 条第 3 項、第 11 条第 2 項第 1 号及び第 12 条第 3 項第 1 号、改正省令による改正後の特化則（以下「改正特化則」という。）第 8 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 22 条の 2 第 2 項及び第 38 条の 13 第 4 項第 2 号、改正省令による改正後の酸欠則（以下「改正酸欠則」という。）第 5 条第 2 項、第 21 条第 4 項第 1 号、第 23 条の 2 第 3 項第 2 号及び第 25 条の 2 第 2 項、改正省令による改正後の粉じん則（以下「改正粉じん則」という。）第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに改正省令による改正後の石綿則（以下「改正石綿則」という。）第 17 条第 2 項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒その他の換気のための設備を設け、一定の条件の下に稼働させる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人のみが業務又は作業を行うときは、これらの設備を一定の条件の下に稼働させること等について配慮しなければならないこととしたこと。

イ 設備の使用等に関する配慮義務の新設（改正鉛則第 46 条第 2 項、第 47 条第 2 項及び第 49 条第 3 項、改正四アルキル鉛則第 16 条第 7 項、改正特化則第 4 条第 3 項及び第 38 条の 12 第 2 項第 1 号並びに改正石綿則第 46 条第 2 項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、保護具等の保管設備、汚染を洗浄するための設備、遠隔操作のための隔離室等を設け、労働者に使用させる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、これらの設備を当該請負人に使用させる等の必要な配慮をしなければならないこととしたこと。

ウ 設備の整備等に係る措置に関する配慮義務の新設（改正有機則第 26 条第 2 号及び第 7 号、改正四アルキル鉛則第 6 条第 4 項、第 7 条第 1 項及び第 11 条第 2 項第 1 号、改正特化則第 22 条第 2 項及び第 22 条の 2 第 2 項、改正酸欠則第 13 条第 2 項、第 20 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 23 条第 2 項、第 23 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 25 条の 2 第 2 項並びに改正粉じん則第 15 条第 2 項及び第 16 条第 2 項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、当該業務又は作業に係る設備や原材料等について、一定の措置を講ずる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に関してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこととしたこと。

エ 設備の設置等に関する義務及び配慮義務の新設（改正省令による改正後の高圧則（以下「改正高圧則」という。）第 8 条第 1 項及び第 3 項、第 9 条、第

14条、第15条第2項、第16条第2項、第17条第2項、第18条第3項、第19条第1項及び第2項、第20条、第27条、第28条、第29条、第30条、第32条、第33条第1項、第36条並びに第42条関係)

事業者は、潜水業務又は高圧室内業務を行うときは、特定の設備を設け、又は当該設備に関して必要な措置を講ずる義務があるところ、当該業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対してこれらの措置を講ずること等について配慮しなければならないこと又は当該請負人もこれらの措置の対象としなければならないこととしたこと。

(2) 作業実施上の健康障害防止（作業方法、保護具使用等）に係る規定の改正

ア 作業方法に関する周知義務の新設（改正省令による改正後の安衛則（以下「改正安衛則」という。）第592条の3第2項、第592条の4第2項及び第608条第2項、改正鉛則第40条第2項及び第3項、第41条第2項、第42条第2項、第46条第2項並びに第58条第8項、改正四アルキル鉛則第2条第3項第3号、第4条第3項第1号、第5条第3項第1号、第8条第3項第1号、第9条第4項第1号、第13条第3項並びに第16条第2項及び第6項、改正特化則第4条第3項及び第5項、第12条第2項、第12条の2第2項、第20条第2項、第22条第3項及び第4項、第38条の5第2項、第38条の10第6号、第38条の12第2項、第38条の13第3項第1号、第38条の15第2項、第38条の16第2項、第38条の19第2項並びに第38条の20第4項第1号及び第6項、改正高圧則第25条の2第3項、改正省令による改正後の電離則（以下「改正電離則」という。）第4条第3項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第4項及び第5項、第7条の3第4項、第8条第7項及び第8項、第18条の10第2項、第41条の11第2項、第41条の12第2項、第41条の13第2項並びに第45条第4項及び第5項、改正石綿則第6条の2第2項及び第3項第3号、第6条の3、第13条第3項並びに第46条第2項並びに改正省令による改正後の除染則（以下「改正除染則」という。）第3条第3項、第4条第2項、第5条第9項から第11項まで、第12条第2項、第25条の2第3項、第25条の3第2項並びに第25条の4第5項及び第6項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、一定の作業方法による義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、一定の作業方法により当該業務又は作業を行う必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

イ 特定の作業実施時の保護具使用の必要性に関する周知義務の新設（改正安衛則第327条第2項、第592条の5第3項、第593条第2項、第594条第2項及び第595条第2項、改正有機則第9条第2項、第13条の2第1項第3号、第18条の2第1項第3号、第32条第2項及び第33条第2項、改正鉛則第58条第2項、第4項及び第6項並びに第59条第2項、改正四アルキル鉛則第2条第3項第1号及び第2号、第4条第3項第2号、第5条第3項第2号、第6条第5項、第7条第1項、第8条第3項第2号、第9条第4項第2号及び第3号、第10条第3項、第11条第2項第2号及び第4項並びに第12条第3項第2号、改正特化則第6条の2第1項第3号、第22条第3

項、第22条の2第2項、第38条の7第2項、第38条の13第4項第4号、第38条の14第1項第2号及び第11号ハ、第38条の19第2項、第38条の20第4項第2号、第38条の21第6項及び第8項並びに第44条第2項及び第4項、改正高圧則第37条第2項及び第4項、改正電離則第26条、第38条第3項、第39条第3項、第40条第2項及び第41条の8の2第2項、改正酸欠則第5条の2第3項、第6条第4項、第16条第3項、第21条第4項第2号及び第23条の2第3項第2号、改正粉じん則第7条第1項及び第2項、第8条、第9条第1項、第24条第2項並びに第27条第2項及び第4項、改正石綿則第10条第3項並びに第14条第2項及び第4項並びに改正除染則第16条第3項関係)

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、当該業務又は作業に従事する労働者に必要な保護具を使用させる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

ウ 特定の場所における保護具使用の必要性に関する周知義務の新設（改正有機則第13条の3第5項第4号及び第28条の3第4項、改正鉛則第23条の3第5項第4号、第39条第2項及び第52条の3第4項、改正特化則第6条の3第5項第4号、第36条の3第4項、第38条の17第1項第1号及び第38条の18第1項第1号、改正粉じん則第26条の3第4項並びに改正石綿則第38条第4項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、当該業務又は作業を行う場所で作業に従事する労働者に必要な保護具を使用させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者に対し、必要な保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

エ 汚染の除去等に関する周知義務の新設（改正有機則第26条第4号及び第30条の4第2項、改正鉛則第34条の2、第42条第2項、第47条第2項、第49条第3項、第50条第2項及び第56条第2項、改正四アルキル鉛則第15条の2、第16条第4項、第18条第2項並びに第25条第3項及び第4項、改正特化則第38条第3項、第38条の7第2項、第38条の13第2項並びに第42条第2項及び第4項、改正電離則第30条第4項、第41条第2項及び第44条第3項、改正酸欠則第17条第2項、改正石綿則第32条の2第2項及び第46条第4項並びに改正除染則第11条第3項、第17条第2項及び第25条の7第3項関係）

事業者は、特定の危険有害業務又は作業に関して労働者が有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をさせる義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、有害物により汚染等されたときは、汚染の除去、医師による診断の受診等をする必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。

オ 特定の疾病罹患時等の作業従事禁止に関する周知義務の新設（改正鉛則第

57 条第 2 項、改正四アルキル鉛則第 26 条第 2 項並びに改正高圧則第 18 条第 4 項、第 27 条及び第 41 条第 2 項関係)

事業者は、特定の疾病に罹患等している労働者を、特定の危険有害業務又は作業に従事させてはならないところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定の疾病に罹患等しているときは、特定の危険有害業務又は作業に従事してはならない旨を周知させなければならないこととしたこと。

(3) 場所に関わる健康障害防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

ア 特定の場所への立入禁止等の対象拡大（改正安衛則第 585 条第 1 項及び第 609 条、改正有機則第 27 条第 2 項及び第 35 条第 1 号、改正鉛則第 39 条第 2 項、改正四アルキル鉛則第 2 条第 1 項第 2 号、第 19 条及び第 20 条第 2 項、改正特化則第 25 条第 5 項第 1 号、第 38 条の 13 第 4 項第 5 号、第 38 条の 14 第 1 項第 5 号、第 7 号ハ、第 9 号ハ及び第 12 号並びに第 2 項第 2 号並びに第 38 条の 19 第 1 項第 10 号、改正高圧則第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項及び第 25 条、改正電離則第 18 条第 1 項及び第 4 項、第 18 条の 2 並びに第 42 条第 3 項、改正酸欠則第 9 条第 1 項、改正粉じん則第 24 条の 2 並びに改正石綿則第 15 条関係)

事業者は、特定の危険有害な環境にある場所、特定の危険有害な物を取り扱う場所又は特定の危険有害な物が発生するおそれがある場所には、必要がある労働者を除き、労働者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除き、当該場所で作業に従事する者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。

イ 事故等発生時の退避の対象拡大（改正有機則第 27 条第 1 項、改正四アルキル鉛則第 20 条第 1 項及び第 3 項、改正特化則第 23 条第 1 項並びに第 38 条の 14 第 1 項第 7 号ロ、第 10 号ホ及び第 11 号ロ、改正高圧則第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項、改正電離則第 42 条第 1 項並びに改正酸欠則第 14 条第 1 項関係)

事業者は、特定の事故等が発生し、労働者に健康障害のおそれがあるときは、事故等が発生した場所から労働者を退避させる義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を退避させなければならないこととしたこと。

ウ 特定の場所での喫煙及び飲食の禁止の対象拡大（改正鉛則第 51 条第 1 項、改正特化則第 38 条の 2 第 1 項、改正電離則第 41 条の 2 第 1 項、改正石綿則第 33 条第 1 項及び改正除染則第 18 条第 1 項関係)

事業者は、特定の場所においては、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示する義務があるところ、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければならないこととしたこと。

エ 特定の場所における入退出時等に講ずる措置の対象拡大(改正高圧則第10条の2及び改正酸欠則第8条第2項関係)

事業者は、特定の場所に労働者を立ち入らせるとき、特定の場所から労働者を退出させるとき等は、一定の措置を講ずる義務があるところ、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を当該措置の対象としなければならないこととしたこと。

(4) 有害物の有害性等を周知させるための掲示に係る規定の改正

ア 有害物の有害性等に関する掲示による周知の対象拡大(改正有機則第24条第1項、改正特化則第38条の3、第38条の17第1項第2号、第38条の18第1項第2号及び第38条の19第1項第18号並びに改正石綿則第34条関係)

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、必要な事項について労働者が見やすい箇所に掲示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示しなければならないこととしたこと。

イ 有害物の有害性等に関する掲示内容の見直し(改正有機則第24条第1項、改正特化則第38条の3、第38条の17第1項第2号、第38条の18第1項第2号及び第38条の19第1項第18号並びに改正石綿則第34条関係)

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所については、有害物の有害性等を周知させるため、有害物の人体に及ぼす作用等について掲示する義務があるところ、掲示すべき事項のうち、「特定の有害物の人体に及ぼす作用」を「特定の有害物により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改めるとともに、「保護具を使用しなければならない旨」を掲示すべき事項に追加したこと。

ウ 有害物の有害性等に関する掲示義務の対象物質の拡大(改正安衛則第592条の8、改正鉛則第51条の2、改正四アルキル鉛則第21条の2及び改正粉じん則第23条の2関係)

事業者が有害物の有害性等を掲示しなければならない義務は、有機則、特化則、石綿則に規定されていたところ、改正安衛則(ダイオキシン類関係)、改正鉛則、改正四アルキル鉛則及び改正粉じん則にも同様の規定を設けたこと。

エ 特定の場所における掲示等による必要事項の周知の対象拡大(改正安衛則第583条の2及び第595条第4項、改正有機則第25条第1項、改正特化則第17条及び第38条の19第1項第7号、改正高圧則第21条第3項、改正電離則第3条第5項及び第54条第4項、改正石綿則第3条第6項並びに改正除染則第7条第3項及び第4項並びに第25条の6第2項関係)

事業者は、特定の場所について、装置故障時の連絡方法、事故発生時の応急措置等必要な事項を労働者が見やすい箇所に掲示又は明示する義務があるところ、労働者以外の者も含めて、見やすい箇所に掲示又は明示しなければならないこととしたこと。

(5) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 労働者以外の者による立入禁止の遵守義務の対象拡大（改正安衛則第 585 条第 2 項及び改正酸欠則第 9 条第 2 項関係）

労働者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないとされているところ、(3) アにより新たに立入禁止の対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、必要がある者を除き、立入りが禁止された場所には立ち入ってはならないこととしたこと。

イ 労働者以外の者による喫煙及び飲食禁止の遵守義務の対象拡大（改正鉛則第 51 条第 2 項、改正特化則第 38 条の 2 第 2 項、改正電離則第 41 条の 2 第 2 項、改正石綿則第 33 条第 2 項及び改正除染則第 18 条第 2 項関係）

労働者は、特定の場所では喫煙又は飲食してはならないとされているところ、(3) ウにより新たに禁止対象とされた労働者以外の者も含め、当該場所で作業に従事する者は、喫煙又は飲食してはならないこととしたこと。

ウ 特定の場所における入退出時の汚染等の除去義務の対象拡大（改正鉛則第 45 条第 3 項、改正特化則第 37 条第 3 項、改正電離則第 31 条第 4 項及び第 5 項並びに第 32 条第 3 項及び第 4 項、改正粉じん則第 23 条第 3 項、改正石綿則第 28 条第 3 項並びに改正除染則第 14 条第 4 項及び第 5 項並びに第 15 条第 3 項及び第 4 項関係）

労働者は、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去する義務があるところ、労働者以外の者も含め、特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときは、汚染等を除去しなければならないこととしたこと。

2 留意事項

(1) 重層請負関係にある場合の措置義務者とその対象者

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されることとなるが、これらの義務は、事業者が請負契約を締結している相手方に対する義務であること。従って、危険有害作業を重層請負により行う場合の義務については、例えば三次下請事業者までが当該業務又は作業に従事する場合においては、元請事業者から請け負って実施する一次下請事業者は二次下請事業者に対する義務を負い（三次下請業者に対する義務は生じない）、二次下請事業者は三次下請事業者に対する義務を負うものであること。

また、改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて周知、立入禁止等の義務が新たに課されるが、これらの義務は、当該業務又は作業を行う全ての事業者が義務を負うものであること。ただし、第 3 の 1 の (3) イ (エ) 及び (4) イ (イ) にあるとおり、危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者にかかっているときは、立入り等の禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示や掲示を行っても差し支えないこと。

(2) 改正省令における請負人の定義

改正省令に規定する請負人には、労働者を使用しない個人事業者（建設業のいわゆる「一人親方」も含む。以下同じ。）も含まれること。

(3) 業務又は作業の全部を請負人に請け負わせる場合の取扱い

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されるが、事業者が当該業務又は作業の全部を請負人に請け負わせるときは、当該事業者は法第 22 条の適用対象とはならない（当該業務又は作業の発注者という立場になる）ことから、改正省令により新たに課される義務の対象とならないこと。

(4) 請負人のみが業務又は作業を実施する場合の措置

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対する配慮義務や周知義務が新たに課されるが、当該請け負わせた業務又は作業において、一時的に又は一定の日等について、労働者が当該業務又は作業に従事せず、請負人のみが従事する場合であっても、これらの義務は適用されること。

(5) 安全確保のための設備等の設置に係る措置

事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行うときは、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置、排気筒その他の換気のための設備等を設ける義務があるところ、労働者を当該業務又は作業に従事させる時点でこれらの必要な設備等は設置されることから、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせる場合に、重ねて当該請負人も対象とした設備等の設置義務を課す改正は行わないこととしたこと。

(6) 措置の対象となる作業場所の範囲

改正省令により、事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場所について、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて周知、立入禁止等の義務が新たに課されるが、これらの義務が及ぶ場所の範囲は、当該業務又は作業が行われている一定の区切られた範囲（当該危険有害業務又は作業の影響が直接的に及ぶと考えられる合理的な範囲）であること。

なお、当該範囲は、今回の改正により、これまで労働者に対する義務が生じていた範囲と、異なるものとなるものではないこと。

(7) 家族従事者に対する措置

法第 2 条第 2 号の規定により、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者（以下「家族従事者」という。）は労働者には含まないこととされているため、家族従事者は法の直接的な措置対象とはなっていないが、個人事業者がこれらの者の安全衛生の確保を図ることは重要である。

改正省令により、事業者の行う業務又は作業の一部を請け負う個人事業者も労働者と同等の保護措置の対象となり、安全衛生の確保に必要な配慮や情報の周知等を受けることができることとなることから、個人事業者は、これらの措置の活用等により、自らが使用する家族従事者に対して、事業者が労働者に対

して行う措置と同等の措置を行うことが重要である。

(8) 元方事業者の講ずべき措置

改正省令は、法第 27 条に基づき法第 22 条に係る事業者の講ずべき措置を定めたものであり、元方事業者に係る措置義務等は新設されていない。

しかしながら、法第 29 条第 1 項においては、関係請負人が法やそれに基づく命令（改正省令により改正された 11 省令を含む。）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされており、改正省令により義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合には、当該指示の対象となるものであること。

おって、個人事業者は、法第 29 条第 2 項の「関係請負人の労働者」には該当しないこと。

(9) 特別教育に係る配慮

事業者は、労働者を従事させるときに特別教育を行うことが義務付けられている業務（安衛則第 36 条第 20 号の 2 から第 29 号まで及び第 34 号から第 38 号までに掲げる業務）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、労働者に対して特別教育を実施する場合に併せて当該請負人やその労働者等にも受講の機会を提供する、特別教育実施機関を紹介する等の配慮を行うことが望ましいこと。

(10) 作業主任者の職務の範囲

労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 6 条第 1 号、第 5 号、第 5 号の 2 及び第 18 号から第 23 号までの作業に係る作業主任者は、作業に従事する労働者を指揮等する者であることから、事業者が当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合における当該請負人に対する措置は、作業主任者の職務には含めていないこと。

3 施行期日

改正省令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしたこと。

第 3 細部事項

改正安衛則、改正有機則、改正鉛則、改正四アルキル鉛則、改正特化則、改正高圧則、改正電離則、改正酸欠則、改正粉じん則、改正石綿則及び改正除染則の各条文に係る趣旨、解釈等は以下のとおりであること。

1 各省令に共通する事項

(1) 安全確保のための設備等の稼働等に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

局所排気装置といった設備等の稼働等については、業務又は作業の一部を請負人に請け負わせた場合において、基本的には労働者と当該請負人が当該業務又は作業に従事することとなるが、労働者が一時的に又は一定の日等において当該業務又は作業に従事せず、当該請負人のみが従事する場合も想定される。この場合に、必ずしも事業者が設備等の稼働等の措置を行わず、請

負人に対して設備等の使用等を許可する（請負人自身において稼働させる）こと等の他の手段も考えられることから、事業者に対する直接的な措置義務とせず、配慮義務としたものであること。

なお、当該配慮義務は、何らかの手段で、労働者と同等の保護措置が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されているものであること。

イ 解釈等

（ア）設備の稼働に関する配慮義務の新設

① 「稼働させること等について配慮しなければならない」という規定の配慮義務には、事業者が設備を稼働させることのほか、請負人に対し、請負人が当該設備を稼働させることを許可すること、請負人に対し当該設備の稼働について助言すること等が含まれること。

② 「換気装置により（中略）換気し、作業中も当該装置により換気を続けること等について配慮しなければならない」という規定の配慮義務には、事業者が換気装置により換気することのほか、請負人に対し、請負人が当該換気装置を使用して換気することを許可すること、請負人に対し当該換気装置を使用した換気の実施について助言すること等が含まれること。

（イ）設備の使用に関する配慮義務の新設

「〇〇（設備）を使用させる等適切に△△（措置）が行われるよう必要な配慮をしなければならない」という規定の配慮義務には、請負人に〇〇を使用させることのほか、請負人に対し、請負人が△△を行うことができる場所を提供することが含まれること。

（ウ）設備に係る措置に関する配慮義務の新設

① 「〇〇（設備）について、△△（措置）すること等について配慮する」という規定の配慮義務には、事業者が〇〇に△△することのほか、請負人に対し、請負人が〇〇に△△することを許可すること、請負人に対し△△について助言すること等が含まれること。

② 「作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を事業者に通報する者を一人以上置くこと等について配慮する」という規定の配慮義務には、事業者が監視者を配置することのほか、請負人が監視者を置くことを許可することが含まれること。

（エ）潜水業務又は高圧室内業務に関する配慮義務等の新設

下記2の（5）高気圧作業安全衛生規則（改正省令第6条関係）を参照のこと。

（2）作業実施上の健康障害防止（作業方法、保護具使用等）に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

（ア）事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場合に、当該業務又は作業に従事する労働者に対して、健康障害を防止するために特定の方法による作業の実施、保護具の使用、汚染の除去、特定の疾病に罹患している等の特定の者の作業従事の禁止等を行う義務があるところ、当該業務又は作業の一部を請負人に請け負わせるときにおいて、当該請負人に対して事業者が指揮命令を行うことはできないため、請負人についてはこれらの措置

を講ずる必要があることを周知させなければならないこととしたこと。

- (イ) 事業者は、特定の危険有害業務又は作業を行う場所について、当該業務又は作業に従事する労働者以外の労働者も含め、全ての労働者に保護具を使用させる義務があるところ、当該場所で作業に従事する労働者以外の者に対して、事業者が指揮命令を行うことはできないため、労働者以外の者については、保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならないこととしたこと。
- (ウ) 事業者は、請負人ほか労働者以外の者に対して保護具の使用に係る周知を行う際には、当該者が適切な保護具を選択できるよう、労働者に使用させる保護具の種類や性能等について情報提供することが望ましいこと。

イ 解釈等

(ア) 周知の方法

事業者は、以下のいずれかの方法により周知させなければならないこと。なお、周知させる内容が複雑な場合等で④の口頭による周知が困難なときは、以下の①～③のいずれかの方法によること。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示又は備えつけることによる周知
- ② 書面を交付すること（請負契約時に書面で示すことも含む。）による周知
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場所に当該記録の内容を常時確認できる機器を設置することによる周知
- ④ 口頭による周知

(イ) 請負人等が講ずべき措置

改正省令により設けられた事業者による周知は、請負人等に指揮命令を行うことができないことから周知させることとしたものであり、請負人等についても労働者と同等の保護措置が講じられるためには、事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実に当該措置を実施することが重要であること。

また、個人事業者が家族従事者を使用するときは、個人事業者は当該家族従事者に対して、必要な措置を確実に実施することが重要であること。

(ウ) 周知に係る事業者の義務の範囲

改正省令により設けられた事業者による周知は、周知の内容を請負人等が理解したことの確認までを求めるものではないが、確実に必要な措置が伝わるように分かりやすく周知することが重要であること。その上で、請負人等が自らの判断で保護具を使用しない等、必要な措置を実施しなかった場合において、その実施しなかったことについての責任を当該事業者に求めるものではないこと。

(エ) 作業計画について

高圧則第12条の2、石綿則第4条及び除染則第8条に規定する作業計画については、作業の方法等の事項を示すこととされているが、当該作業の方法は、作業を行う事業者と、当該作業の一部を請け負う請負人とで必ずしも同一ではないことから、改正省令において、作業計画について請負人に対して周知させる義務は課さないこととしたこと。ただし、作業計画

のうち、労働者や請負人の健康障害を防止するために、請負人に対しても周知させる必要がある事項については、周知させることが望ましいこと。

(3) 場所に関わる健康障害防止（立入禁止、退避等）に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

- (ア) 事業者は、労働者に対して、特定の場所への立入りの禁止、事故等発生時の退避、特定の場所での喫煙及び飲食の禁止、特定の場所への立入り又は特定の場所からの退出時の措置を行う義務があるところ、これらの措置は、場所の危険性の観点から健康障害防止を図るための措置として義務付けられているものである。このため、労働者以外の者であっても、当該場所で作業に従事する者には等しく適用されるべきものであることや、これらの措置は指揮命令に基づくものではなく、当該場所を実態として使用・管理している者の権限に基づいて行うものであることから、労働者以外の者も、これらの措置義務の対象に追加したものであること。
- (イ) 立入り又は喫煙及び飲食の禁止の方法としては、必ずしも事業者が常時監視する必要はなく、禁止する旨を見やすい箇所に表示する方法も認められるところ、改正省令により、改めて表示による禁止も含まれることを条文上明示したこと。なお、これは表示による禁止も可能であることを改めて条文上明示したに過ぎず、表示による禁止が最も適切である等の趣旨を表したのではないこと。

イ 解釈等

(ア) 措置義務の対象に含まれる者の範囲

改正省令により、新たに立入禁止、退避等の措置対象に追加された特定の場所において作業に従事する者とは、作業の内容如何に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいい、次に掲げる者が含まれること。

- ① 当該場所で何らかの作業に従事する他社の社長や労働者
- ② 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方
- ③ 当該場所で何らかの作業に従事する一人親方の家族従事者
- ④ 当該場所に荷物等を搬入する者

(イ) 立入り、喫煙等の禁止の方法

立入り又は喫煙及び飲食の禁止を表示で行う場合は、対象となる全ての者に確実にその旨が伝わるのが重要であることから、見やすい箇所に分かりやすく表示する必要があること。

立入り等の禁止の方法のうち、表示以外の方法としては、ロープ、柵等で入れないようにする方法、出入口を施錠する方法などがあること。

(ウ) 立入り、喫煙等の禁止、退避等の措置に係る事業者の義務の範囲

事業者が、表示その他の方法で立入り又は喫煙及び飲食を禁止している場所について、作業に従事する者が当該表示を無視して、当該場所に立ち入った場合や当該場所で喫煙又は飲食した場合において、その立入りや喫煙等についての責任を当該事業者に求めるものではないこと。

また、労働者以外の者に対して事業者が退避を求めたにも関わらず、当

該者が退避しなかった場合において、その退避しなかったことについての責任を事業者に求めるものではないこと。

(エ) 同一場所に措置義務がかかる事業者が複数いる場合の取扱い

危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所について立入り又は喫煙及び飲食の禁止を行う義務が複数の事業者にかかっているときは、立入り等の禁止の表示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で表示を行っても差し支えないこと。

(4) 有害物の有害性等を周知させるための掲示に係る規定の改正

ア 改正の趣旨

(ア) 有害物の有害性等に関する掲示による周知の対象拡大

事業者は、特定の有害物を取り扱う場所について、労働者に対して、当該有害物の有害性等を周知させるために掲示を行う義務があるところ、当該有害物によって健康障害が生ずるおそれは、労働者以外の者についても同様であることから、労働者以外の者も含め、当該場所において作業に従事する者について、掲示による周知義務の対象としたものであること。

(イ) 有害物の有害性等に関する掲示内容の見直し

掲示すべき事項として、「(特定の有害物の) 人体に及ぼす作用」を掲示する義務があったところ、当該掲示では、有害物の有害性に対する記載が具体的でなく、注意喚起としての効果が十分に得られない可能性があることから、より具体的な内容として、「(特定の有害物により) 生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」を記載しなければならないこととしたこと。

また、保護具の使用が必要である場合において、確実に必要な保護具が使用されるようにするため、保護具を使用しなければならない旨を掲示すべき事項に追加したこと。

(ウ) 有害物の有害性等に関する掲示義務の対象物質の拡大

有害物の有害性等に関する掲示は、有機則、特化則及び石綿則に規定されていたところ、当該掲示に係る規定が置かれていなかった安衛則（ダイオキシン類関係）、鉛則、四アルキル鉛則及び粉じん則についても、有害物を取り扱う場所において、その有害性等を当該場所で作業に従事する者に対し、掲示により周知させる必要性が同様にあることから、これらの省令についても同様の掲示規定を設けたこと。

(エ) 特定の場所における掲示による必要事項の周知の対象拡大

事業者は、特定の場所について、健康障害を防止するため、労働者に対して、必要事項を周知させるために掲示を行う義務があるところ、健康障害が生ずるおそれは労働者以外も同様であることから、当該場所において作業に従事する者については、労働者以外の者も掲示による周知義務の対象に追加したものであること。

イ 解釈等

(ア) 有害物ごとに掲示すべき内容

別途示す内容により掲示を行う必要があること。

(イ) 同一場所に掲示義務がかかる事業者が複数いる場合の取扱い

危険有害業務又は作業を複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所について掲示を行う義務が複数の事業者にかかっているときは、掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、当該複数の事業者が共同で掲示を行っても差し支えないこと。

(5) 労働者以外の者による立入禁止等の遵守義務に係る規定の整備

ア 改正の趣旨

改正省令により、事業者による立入禁止、喫煙及び飲食の禁止並びに特定の場所に立ち入るとき又は特定の場所から退出するときの汚染等の除去の措置対象に、労働者以外の者であって作業に従事する者も追加されたことを受け、労働者以外の者にもこれらの措置を確実に遵守させる必要があることから、労働者に加えて、労働者以外の者についてもこれらの措置に係る遵守義務を設けたこと。

イ 解釈等

労働者以外の者については、立入禁止、喫煙及び飲食の禁止、汚染等の除去についての遵守義務について、罰則はないこと。

2 省令ごとの特記事項（共通事項以外）

(1) 労働安全衛生規則（改正省令第1条関係）

ア 改正安衛則第608条第2項関係

「ふく射熱からの保護措置」として、事業者が労働者以外の者も対象に有効な防護壁を設置する等の措置を講じた場合には、本項に基づく周知を重ねて行う必要はない趣旨であること。

イ 改正安衛則第609条関係

「炉の修理に係る作業」とは、炉を直接修理する作業に限らず、炉の修理に際しての炉内の原材料等の搬出や修理前の清掃作業等も含まれる趣旨であること。

ウ 安衛則第617条関係

熱中症の予防には、喉の渇きにかかわりなく、定期的に水分及び塩分を摂取することが重要であるため、多量の発汗を伴う作業場に備えた塩及び飲料水については、改正省令の改正趣旨に鑑み、労働者に限らず、当該作業場で作業に従事する者が摂取できるよう配慮することが望ましいこと。

(2) 有機溶剤中毒予防規則（改正省令第2条関係）

ア 改正有機則第26条関係

改正有機則第26条第1号及び第6号における作業開始前の措置について、作業開始時点では労働者がおらず、有機溶剤業務の一部を請け負った請負人のみが作業に従事する場合も想定されることから、それぞれ同条第2号及び第7号において、第2の1(1)ウの観点に基づく配慮を義務付けたこと。

(3) 四アルキル鉛中毒予防規則（改正省令第4条関係）

ア 改正四アルキル鉛則第6条第4項関係

改正四アルキル鉛則第6条第1項第1号から第5号までにおける作業開始前の措置について、作業開始時点では労働者がおらず、同項の業務の一部を請け負った請負人のみが作業に従事する場合も想定されることから、同条第4項において、第2の1（1）ウの観点に基づく配慮を義務付けたこと。

イ 改正四アルキル鉛則第20条第2項関係

本項に規定する「関係者以外の作業に従事する者」の「関係者」とは、被害者の救出、緊急時の物品等の持ち出し、汚染除去又は修理等の作業のためにやむを得ず事故現場内等に立ち入る者をいい、「作業に従事する者」とは、作業の内容如何に関わらず、その場所で何らかの作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいうこと。

(4) 特定化学物質障害予防規則（改正省令第5条関係）

ア 改正特化則第12条の2関係

事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等については、第12条の2第1項の措置を講ずる必要がある旨を周知させなければならないところ、当該業務を請負人に請け負わせるに当たって、作業内容等に鑑み、特定化学物質により汚染されたぼろ、紙くず等が生じることが想定されない場合においては、同条第2項の周知は不要であること。

イ 改正特化則第38条の12第2項第2号関係

コークス炉上において、又はコークス炉に接して行う製造の作業に関し、事業者は、改正特化則第38条の12第1項第7号において、労働者がコークス炉発散物により汚染されることを防止するために必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこととされているところであるが、当該作業規程は、労働者が安全に作業を行うために遵守すべき設備等に関する作業方法、留意事項等を定めるものであり、作業の一部を請け負った請負人が安全に作業を行うためには、当該作業規程を承知しておくことが重要であることから、事業者は、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても当該作業規程を周知させなければならないこととしたものであること。

ウ 改正特化則第38条の14第1項第11号関係

改正特化則第38条の14第1項第11号ハの「労働者に送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用させるとき、又は当該測定を行う者（労働者を除く。）に対し送気マスク、空気呼吸器若しくは隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知させるときのほか、当該居室等の外から行うこと」とは、労働者に送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用させるとき（労働者以外の者が測定を行うときは、当該者に対し、送気マスク、空気呼吸器又は隔離式防毒マスクを使用する必要がある旨を周知さ

せるとき) 以外は、当該居住室等の外から測定を行う必要があることをいうこと。

(5) 高気圧作業安全衛生規則 (改正省令第6条関係)

ア 共通事項 (改正高圧則第8条、第9条、第14条、第18条、第19条、第20条、第28条、第29条、第30条、第32条、第33条、第36条及び第42条関係)

潜水業務や高圧室内業務は、水中や外部とは遮断された作業室等の内部で行われることから、事業者がこれらの業務の一部を請負人に請け負わせた場合は、当該請負人やその請負人の労働者等に対しても、事業者自らが使用する労働者と同様に、事業者が圧縮空気による送気や作業室における加圧・減圧の管理等を行うことが一般的である。このため、事業者が潜水業務や高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合は、立入禁止や退避などの措置のほか、圧縮空気による送気や作業室における加圧・減圧の管理等について、労働者に対して実施が義務付けられている措置と同様の措置を、当該請負人に対しても講じなければならないとして、新たに事業者に義務付けたものであること。

イ 改正高圧則第8条第1項及び第9条関係

空気圧縮機による送気は、空気圧縮機によって圧縮された外気を高圧状態で空気槽に貯め、当該空気槽からエアホースを通じ、設定した圧力で水中で作業する者に対して送られるという一連の過程を経るものであるため、潜水業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、必要な設備等を請負人に周知させるのみでは、潜水業務に伴う健康障害を十分に防止することは困難である。このため、事業者が潜水業務の一部を請け負わせる場合において、圧縮空気により送気を行うときは、潜水作業員以外の者も含め潜水業務に従事する者ごとに空気槽を設置すること等を事業者に対して義務付けたものであること。

「潜水業務従事者」には、事業者が潜水業務を直接請け負わせた請負人のほか、当該請負人の労働者、当該潜水業務が数次の請負契約によって行われる場合における当該請負人以外の請負人及びその労働者も含め、当該潜水業務に従事する全ての者が含まれるものであること。

ウ 改正高圧則第10条の2関係

第10条の2第1項の「人数の点検」については、入退室時における現地での点呼に限られるものではなく、入退室時に各人が出入りの状況をボードに記載する、監視カメラによる遠隔での確認、ICカードリーダー等を用いたゲート通過記録による確認等が含まれる趣旨であること。

同条第2項の「必要な措置」には、作業の中断、作業室又は気こう室からの退避、医療機関への搬送等が含まれる趣旨であること。

エ 改正高圧則第14条、第18条第3項、第19条第1項及び第2項並びに第20条関係

気こう室における加圧又は減圧に際しては、事業者が加圧・減圧速度や気

こう室内の設備等の管理を行うものであることから、高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合、加圧・減圧の速度等を請負人に周知させるのみでは、高圧室内業務に伴う健康障害を十分に防止することは困難である。このため、事業者が高圧室内業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、高圧室内作業員以外の者も含め高圧室内業務に従事する者に対し、加圧を行うときには毎分 0.08 メガパスカル以下の速度で行うこと等について義務付けたものであること。

「高圧室内業務従事者」には、事業者が高圧室内業務を直接請け負わせた請負人のほか、当該請負人の労働者、当該高圧室内業務が数次の請負契約によって行われる場合における当該請負人以外の請負人及びその労働者も含め、当該高圧室内業務に従事する全ての者が含まれるものであること。

オ 改正高圧則第 21 条第 3 項関係

通話装置故障時の連絡方法については、高圧室内業務従事者のほか、気こう室における加圧・減圧に係る空気圧縮機の運転者及び連絡員が把握しておく必要があることから、「見やすい場所」への掲示については、気こう室の入口付近だけでなく、これらの者の作業位置に応じ、複数箇所に行うことが適当な場合があること。

カ 改正高圧則第 27 条関係

第 15 条等の改正に伴い、第 27 条の準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

キ 改正高圧則第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条及び第 33 条関係

上記イ及びエと同様の趣旨から改正したものであること。

ク 改正高圧則第 36 条関係

潜水業務の一部を請負人に請け負わせる場合において、当該請負人がその使用する労働者を潜水業務に従事させる場合には、当該請負人は労働安全衛生法上の事業者として本条の適用を受け、その使用する労働者について、本条に基づく措置を講じなければならない。一方、請負人自らが潜水業務に従事する場合（労働者を使用していない場合を含む。）については、当該請負人に係る措置を講ずる者が存在しない状況にあったことから、本条の改正により、潜水作業員に対して実施するのと同様の措置を事業者に義務付けることとしたものであること。

請負人が労働者を使用する場合には、当該請負人も労働安全衛生法上の事業者として、本条に基づく措置義務を負うこととなるが、この場合、連絡員の配置や連絡員に行わせる事項が複数の事業者の管理のもと輻輳して行われることにより、潜水業務従事者に健康障害を生じさせることがないように、連絡員の配置や連絡員に実施させる事項について、事業者と請負人があらかじめ調整の上、潜水業務を行うことが望ましいこと。

例えば、事業者が自ら使用する労働者 2 名を潜水業務に従事させた上で、当該潜水業務の一部を請負人に請け負わせている場合において、さらに当該請負人がその使用する労働者 1 名とともに潜水業務に従事するようなときは、請負人自らと当該請負人が使用する労働者 1 名の計 2 名で、事業者に使

用される労働者2名と連携して潜水業務を行うこととなる。このような場合には、計4名が潜水業務に従事することになるため、第36条第1項に基づき、事業者は2名の連絡員を配置する必要がある。また、請負人は労働者を使用しているため、労働安全衛生法上の事業者該当し、同項に基づき、1名の連絡員を配置する必要がある。この場合、事業者が配置した2名の連絡員と、請負人が配置した1名の連絡員の作業が輻輳し、却って、潜水業務に従事する者に高気圧障害を引き起こすおそれがあることから、連絡員を配置する際には、あらかじめ、事業者と請負人とが調整を図り、連絡員による作業が輻輳することがないように、①潜水業務に従事する4名に対し、事業者が2名の連絡員を配置する、②事業者と請負人がそれぞれ1名ずつ連絡員を配置するなどの対応を行うことが望ましいこと。

ケ 改正高圧則第42条関係

上記イ及びエと同様の趣旨から改正したものであること。

(6) 電離放射線障害防止規則（改正省令第7条関係）

ア 共通事項

改正省令により、事業者が放射線業務等の一部を請負人に請け負わせる場合には、当該請負人といった労働者以外の者にも一定の措置を講ずることが新たに義務付けられたが、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）等の他法令に基づき、事業者が労働者以外の者も含め、被ばく線量の管理等を行っている場合については、改正電離則において、今回新たに義務付けられた周知を重ねて行う必要はないこと。

事業者は、一の労働者が電離則に基づく放射線業務と除染則に基づく除染等業務又は特定線量下業務の両方に従事する又は従事した場合には、電離則第61条の3に基づき、それぞれの被ばく線量を通算する必要があるため、電離則第4条第3項等に基づき、請負人に対して被ばく線量の限度について周知させるときは、これらの業務等に従事する際に受ける又は受けた線量の通算が必要であることについても併せて周知させること。

イ 改正電離則第4条第3項、第5条第2項、第6条第2項関係

第4条第3項、第5条第2項及び第6条第2項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの規定に定める基準を周知させることで差し支えないこと。

ウ 改正電離則第18条の2関係

事業者は、特定エックス線装置等を放射線装置室以外の場所で使用するときは、労働者が立ち入らない方向に照射する等の措置を講じなければならないこととされているところ、労働者以外の者であって、付近で別の作業に従事している者が認識することなく放射線に被ばくする可能性があるため、請負の有無にかかわらず、労働者以外の作業に従事する者も含め、当該措置を講じなければならないこととしたものであること。

エ 改正電離則第30条第4項関係

事業者が用意した用具のみを使用させ、当該用具の汚染検査及び汚染が別

表第3に掲げる限度以下になるまで当該用具の使用を禁止する等の管理を事業者が行う場合については、第30条第4項の請負人に対する周知を重ねて行う必要はないこと。

オ 改正電離則第31条第4項及び第5項関係

電離放射線については、身体や装具が汚染されているか否かの確認が目視では困難であることや、汚染された身体や装具による2次被ばく等の問題が生ずるおそれがあることに鑑み、労働者以外の者であって、管理区域において作業を行う者に対し、管理区域から退出する際、身体及び装具について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、洗身等により汚染を除去しなければ管理区域から退去してはならないことを義務付けることとしたものであること。

カ 改正電離則第32条第3項及び第4項関係

上記オと同様の観点から、労働者以外の者であって、管理区域において作業を行う者に対し、管理区域から持ち出す物品について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、当該物品を持ち出してはならないことを義務付けることとしたものであること。

キ 改正電離則第41条の8の2関係

第41条の8の2第1項は、改正省令による改正前の第41条の9に基づき、第26条本文を処分事業者に準用していたものについて、第41条の8の2第2項に基づく周知規定を置くことと併せて、独立した条文として新設したものであること。

ク 改正電離則第41条の9関係

第30条第4項の追加等に伴い、準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

ケ 改正電離則第41条の11第2項、第41条の12第2項及び第41条の13第2項関係

加工施設等の管理区域内において核燃料物質等を取り扱う作業に関し、事業者は、労働者の放射線による健康障害を防止するために必要な規程を定め、労働者に対して周知させなければならないとされているところであるが、当該規程は、労働者が安全に作業を行うために遵守すべき設備等に関する作業方法、留意事項等を定めるものであり、作業の一部を請け負った請負人が安全に作業を行うためには、当該規程を承知しておくことが重要であることから、事業者は、当該作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対してもこれを周知しなければならないこととしたこと。

コ 改正電離則第45条第4項及び第5項関係

第45条第4項及び第5項に基づき、事業者から周知を受けた請負人について、当該請負人が自ら事故現場の必要な場所ごとの外部線量による線量当量率等を測定することは、技術的にも、現場の管理権原との関係でも難しい場合が多いため、事業者が同条第2項に基づき測定を行った場合には、その

結果を請負人に提供することが望ましい。なお、事業者が労働者について実施するのと併せて、請負人やその請負人の労働者等の分まで測定又は計算を行っている場合については、同条第4項及び第5項に基づく請負人への周知を重ねて行う必要はないこと。

サ 改正電離則第54条第4項関係

事業者は、第54条第1項に基づき放射線業務を行う作業場のうち管理区域に該当する部分について実施した線量当量率又は線量当量に係る測定又は同条第2項の計算による結果について、見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る労働者に周知させなければならないこととされているところ、線量当量率等の測定等の結果については、管理区域に立ち入る者が、被ばく線量測定の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、請負関係の有無にかかわらず、労働者以外の者も含め、管理区域に立ち入る者に対して周知させなければならないこととしたこと。

シ 改正電離則第62条関係

第7条第4項及び第5項の追加等に伴い、第62条の準用規定について所要の見直しを行ったものであること。

(7) 酸素欠乏症等防止規則（改正省令第8条関係）

ア 改正酸欠則第8条第2項関係

第8条の「人員の点検」については、入退室時における現地での点呼に限られるものではなく、入退室時に各人が出入りの状況をボードに記載する、監視カメラによる遠隔での確認、ICカードリーダー等を用いたゲート通過記録による確認等が含まれる趣旨であること。

(8) 東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（改正省令第11条関係）

ア 共通事項

事業者は、一の労働者が除染則に基づく除染等業務、特定線量下業務又は電離則に基づく放射線業務等に従事する又は従事した場合には、除染則第29条に基づき、それぞれの被ばく線量を通算する必要があるため、除染則第3条第3項等に基づき、請負人に対して被ばく線量の限度について周知させるときは、これらの業務等に従事する際に受ける又は受けた線量の通算が必要であることについても併せて周知させること。

イ 改正除染則第3条第3項及び第4条第2項関係

第3条第3項及び第4条第2項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの規定に定める基準を周知させることで差し支えないこと。

ウ 改正除染則第5条第9項から第11項まで関係

事業者が請負人に請け負わせる除染等業務が平均空間線量率2.5マイクロシーベルト毎時以下の場所でのみ行われる特定汚染土壌等取扱業務である

場合には、第5条第9項から第11項に基づく周知の義務は生じないものであること。また、事業者が請負人やその請負人の労働者等の除染等業務に係る外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定する場合については、これらの規定に基づく周知は重ねて行う必要はないこと。

エ 改正除染則第7条第3項及び第4項関係

事業者は、労働者を除染等作業に従事させる場合には、あらかじめ、第7条第1項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、除染等作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対しても、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

加えて、事業者は、労働者を特定汚染土壌等取扱作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後2週間ごとに、第7条第2項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するために必要であることから、特定汚染土壌等取扱作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

オ 改正除染則第14条第4項及び第5項関係

電離放射線については、身体や装具が汚染されているか否かの確認が目視では困難であることや、汚染された身体や装具による2次被ばく等の問題が生ずるおそれがあることに鑑み、労働者以外の者であって、除染等業務が行われる作業場において除染等作業に従事する者に対し、当該作業場から退出する際、身体及び装具について汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、洗身等により汚染を除去しなければ当該作業場から退去してはならないことを義務付けることとしたものであること。

カ 改正除染則第15条第3項及び第4項関係

上記オと同様の観点から、労働者以外の者であって、除染等業務が行われる作業場において除染等作業に従事する者に対し、当該作業場から持ち出す物品について、汚染検査を受け、一定の汚染が認められる場合には、当該物品を持ち出してはならないことを義務付けることとしたものであること。

キ 改正除染則第16条第3項及び第17条第2項関係

事業者が除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときであって、汚染管理も含め、当該請負人やその労働者等に事業者が用意した保護具のみを使用させる場合については、第16条第3項及び第17条第2項に基づく周知を重ねて実施する必要はないこと。

ク 改正除染則第 25 条の 2 第 3 項、第 25 条の 3 第 2 項関係

第 25 条の 2 第 3 項及び第 25 条の 3 第 2 項に基づく周知に当たっては、該当する女性がいるか否かに関わらず、これらの基準を周知させることで差し支えないこと。

ケ 改正除染則第 25 条の 4 第 5 項及び第 6 項関係

事業者が特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときであって、当該請負人やその請負人の労働者等の特定線量下作業により受ける外部被ばくによる線量を測定する場合については、第 25 条の 4 第 5 項及び第 6 項に基づく周知は重ねて行う必要はないこと。

コ 改正除染則第 25 条の 6 第 2 項関係

事業者は、労働者を特定線量下作業に従事させる場合には、当該作業の開始前及び開始後 2 週間ごとに、第 25 条の 6 第 1 項の調査が終了した年月日並びに調査の方法及び結果の概要を労働者に明示しなければならないこととされているところ、作業場所に係る調査方法や調査結果の概要等の情報については、当該作業場所で作業を行う者が、被ばく線量測定等の結果を待つまでもなく、あらかじめ自己の被ばく線量を予想し、作業行動を律するためが必要であることから、特定線量下作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同様の内容を明示する必要があることとしたものであること。

J-RIME団体会員一覧（2022年5月30日現在）

団体会員：J-RIMEの目的に賛同し、この組織の対象とする領域において
専門の学識、技術又は経験を有する団体(会則第3章第4条(1)にて規定)

医療放射線防護連絡協議会	451-0041 愛知県名古屋市西区幅下1-5-17 大野ビル1階
代表者1	佐々木 康人
代表者2	菊地 透
会長	佐々木 康人
連絡先	jarpm@chive.ocn.ne.jp
日本医学物理学会	162-0801 東京都新宿区山吹町358-5 アカデミーセンター(株)国際文献社内
代表者1	古場 裕介
会長	福田 茂一
事務局	jsmp-post@bunken.co.jp
日本医学物理士会	日本医学物理士会 〒162-0801 東京都新宿区山吹町358-5 アカデミーセンター
代表者1	大谷浩樹
会長	福士 政広
事務局	jcmp-post@bunken.co.jp
日本医学放射線学会	113-0033 東京都文京区本郷5-1-16 NP-2ビル7階
代表者1	栗井 和夫
理事長	青木 茂樹
事務局	office@radiology.or.jp
日本インターベンショナルラジオロジー	〒355-0063埼玉県東松山市元宿1-18-4
代表	赤羽 正章
理事長	山門 亨一郎
事務局	TEL:0493-35-4250 / FAX:0493-35-4236 office@jsir.or.jp
日本核医学会	113-0021 東京都文京区本駒込2-28-45 日本アイソトープ協会内
代表者1	佐々木 雅之
理事長	絹谷 清剛
事務局	jsnm@mtj.biglobe.ne.jp
日本核医学技術学会	530-004 大阪市北区天満 I -18-19 アスペック天満橋403
代表者1	東 直樹
理事長	片淵 哲朗
事務局	jsnmt-office@umin.ac.jp
日本画像医療システム工業会	112-0004 東京都文京区後楽二丁目5番1号 住友不動産飯田橋ファーストビル1階
代表者1	稲葉 潔
代表者2	桑原 健
代表者3	長東澄也
会長	山本章雄
事務局	dose-mng-gr@jira-net.or.jp
日本歯科放射線学会	135-0033 東京都江東区深川 2-4-11 一ツ橋印刷(株)学会事務センター内
代表者1	西川 慶一
代表者2	三島 章
理事長	浅海 淳一
事務局	jsomr@onebridge.co.jp
日本小児心臓CTアライアンス	〒113-8655 東京都文京区本郷7-3-1
副代表	西井 達矢
事務局	
日本小児放射線学会	355-0055 埼玉県東松山市松風台4-62 メディカル教育研究社内
代表者1	宮寄 治
理事長	小熊 栄二
事務局	office@jspr-net.jp
日本診療放射線技師会	105-6131 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービル31階
代表者1	江藤 芳浩
代表者2	鈴木 賢昭
会長	上田 克彦
事務所	info@jart.or.jp

日本乳がん検診精度管理中央機構	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目12番26号 丸の内セントラルビル 7階
代表者1	齋 政博
代表者2	西出 裕子
理事長	横江 隆夫
事務局	TEL : 052-219-8166 FAX : 052-219-8165
日本脳神経血管内治療学会	〒160-0016 東京都新宿区信濃町35信濃町煉瓦館(一財)国際医学情報センター内
代表者1	松丸 祐司
代表者2	盛武 敬
理事長	宮地 茂
事務局	jsnet@imic.or.jp
日本放射線影響学会	633-0091 奈良県桜井市桜井52-1
代表者1	田代 聡
会長	島田 義也
事務局	jrrs-jim@nike.eonet.ne.jp
日本放射線技術学会	600-8107 京都市下京区五条通新町東入東鋸屋町167ビューフォート五条烏丸3階
代表者1	五十嵐 隆元
代表理事	白石 順二
事務局	office@jsrt.or.jp
日本放射線腫瘍学会	〒104-0031 東京都中央区京橋1-4-14 TOKIビル5階 Tel:03-3527-9971 Fax:03-3527-99
代表者1	青山 英史
理事長	茂松 直之
事務局	jastro-office@jastro.jp
日本保健物理学会	〒105-0004 港区新橋3-7-2 吉松ビル 3F 株式会社国際広報企画内
代表者1	小野 孝二
理事長	吉田 浩子
事務局	exec.off@jhps.or.jp